

村 上 市 こ ど も 計 画

令和7年度～令和11年度

家庭・地域がつながり、
こども・若者の思いと権利が尊重され、
「やりたい」を実現できるまち



令和7年3月
村上市

はじめに

日本の少子化は、現在、深刻な社会問題となっており、令和5年の出生数は過去最低を記録しました。この背景には、経済不安や長時間労働、非正規雇用の増加による不安定な雇用環境、さらには人口減少による地域社会の衰退など、こどもや若者、子育て世代を取り巻く厳しい環境が影響しています。

国においては、これらの課題の解決に向けて社会全体で取り組むため、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。この法律は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、社会全体でこども・子育て支援に取り組む姿勢を示しています。



本市においては、これまで「第1期・第2期村上市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援を推進してきました。

しかし、少子化の加速や人口減少、児童虐待やこどもの貧困といった、こども・若者を取り巻く課題は依然として深刻さを増していることから、これまで以上に課題に対して真摯に向き合い、地域全体で解決策を模索していく必要があります。

これら課題や新たな社会情勢を踏まえ、子育てしやすい地域社会づくりを地域全体で推進するため令和7年度を始期とした「村上市こども計画」を策定しました。

本計画は、乳幼児期から学童期、思春期、青年期、さらに子育て世代に至る各ステージに応じたさまざまな支援を展開することを目的としています。地域の未来を見据え、こどもや若者が自分らしく希望を持って生きられる、こども・若者に寄り添った「こどもまんなかの社会」を目指し、『家庭・地域がつながり、こども・若者の思いと権利が尊重され、「やりたい」を実現できるまち』を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、各種のアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様並びに、活発なご議論・ご提言を賜りました「村上市子ども・子育て会議」委員の皆様には心より感謝申し上げます。

令和7年3月

村上市長

高橋 邦芳

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 村上市こども計画とは.....	2
第2節 計画の位置付け・策定体制.....	7
第2章 村上市のこども・若者を取り巻く現状.....	9
第1節 統計からみる現状	10
第2節 アンケートからみる状況.....	18
第3節 課題のまとめ	30
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 基本理念.....	38
第2節 基本目標.....	39
第3節 施策の体系	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 こどもの権利を尊重し、こども・若者が幸せに成長するための支援.....	42
基本目標2 ライフステージに沿った、すべてのこども・若者が健やかに育ち、 自立できる環境づくり	45
基本目標3 安心してこどもを産み、育てることに喜びを感じられる支援	52
基本目標4 貧困の状況にあるこども・若者への支援	59
基本目標5 それぞれの状況に応じた、こども・若者、その家族への支援	62
基本目標6 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家族への支援	65
第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制確保.....	69
第1節 量の見込みの考え方	70
第2節 教育・保育提供区域の考え方	72
第3節 計画期間中の児童人口の推計	73
第4節 見込み量及び確保方策等.....	74
第6章 計画の推進	95
第1節 計画の推進体制	96
第2節 進捗状況の点検・評価.....	97
資料編	99
第1節 村上市子ども・子育て会議条例	100
第2節 村上市子ども・子育て会議委員名簿	102
第3節 計画策定の経過	103

第 **1** 章
計画の策定に
あたって

第1節 村上市こども計画とは

1 策定の趣旨

少子化が日本全体で進行し、村上市においてもこどもの数の減少が見込まれるなかで、児童虐待や不登校、こどもの貧困といった課題が社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域の繋がり希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少など、こども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況を踏まえて、国では令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。

村上市においては、令和2（2020）年3月に「第2期村上市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、保育などの子育て支援サービスの提供や、すべてのこどもが健やかに成長できるためのきめ細かな支援に取り組んできました。また、第2期計画を踏まえつつ、令和5（2023）年3月に子どもの貧困対策についての計画である「村上市子どもの未来応援プラン（村上市子どもの貧困対策推進計画）」を策定し、困窮世帯への支援に取り組んできたところです。

「村上市こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和6（2024）年度までを計画期間としている第2期計画を継承し、これまでの状況を踏まえて課題を整理し、令和7（2025）年度以降の村上市における子ども・子育て支援施策や、こどもの貧困対策の取組に関する考え方を示す計画です。

さらに、本計画は国の「こども基本法」や、法律に基づいた取組の考え方が示された「こども大綱」（令和5（2023）年12月22日閣議決定）を踏まえて、すべてのこども・若者が尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できる村上市の実現を目指すための計画として策定します。

■こども施策に関する法律、制度、近年の動向

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記され、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえて、子どもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成支援推進大綱	子供・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めた子供・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどものウェルビーイング(Well-being)*を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
〃	こども基本法成立	少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図るための基本事項が定められた。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた政府の司令塔として設立され、内閣府の外局として設立された。

* **ウェルビーイング (Well-being)** : 身体的な健康だけでなく、社会的・精神的にも健康な状態を表す。近年は、豊かさや幸せといった意味合いで用いられることもある。

2 こども・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) こども基本法

「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこどもの意見の反映などについて定めています。

「こども基本法」の基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) 子ども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則としてすべての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年10月から施行されています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化やすべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策を実施するとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

「子ども・子育て支援法」の基本理念

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(3) 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法（10年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（任意計画に変更）、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

「次世代育成支援対策推進法」の基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

基本的な視点

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 子どもの視点 | 2 次代の親の育成という視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 4 社会全体による支援の視点 |
| 5 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9 サービスの質の視点 | 10 地域特性の視点 |

(4) こどもの貧困対策

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法律に基づき平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」についても、5年ごとに見直すこととなっており、令和元年11月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

なお、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念

- 1 こどもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 こどもの貧困対策は、こども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、こども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 こどもの貧困対策は、こどもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(5) 子ども・若者育成支援

一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和3年4月に策定された同大綱では、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の5つの視点からの現状・課題の整理を行うとともに、5つの基本的な方針が設定されています。

「子ども・若者育成支援推進法」における基本理念

- 1 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者、その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

3 本計画とSDGs

持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）＝Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。SDGsを通じて、「未来を担う子どもたちに魅力あふれる村上市をつなげていく」という認識の下、子ども・若者支援や子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。



第2節 計画の位置付け・策定体制

1 計画の位置付け

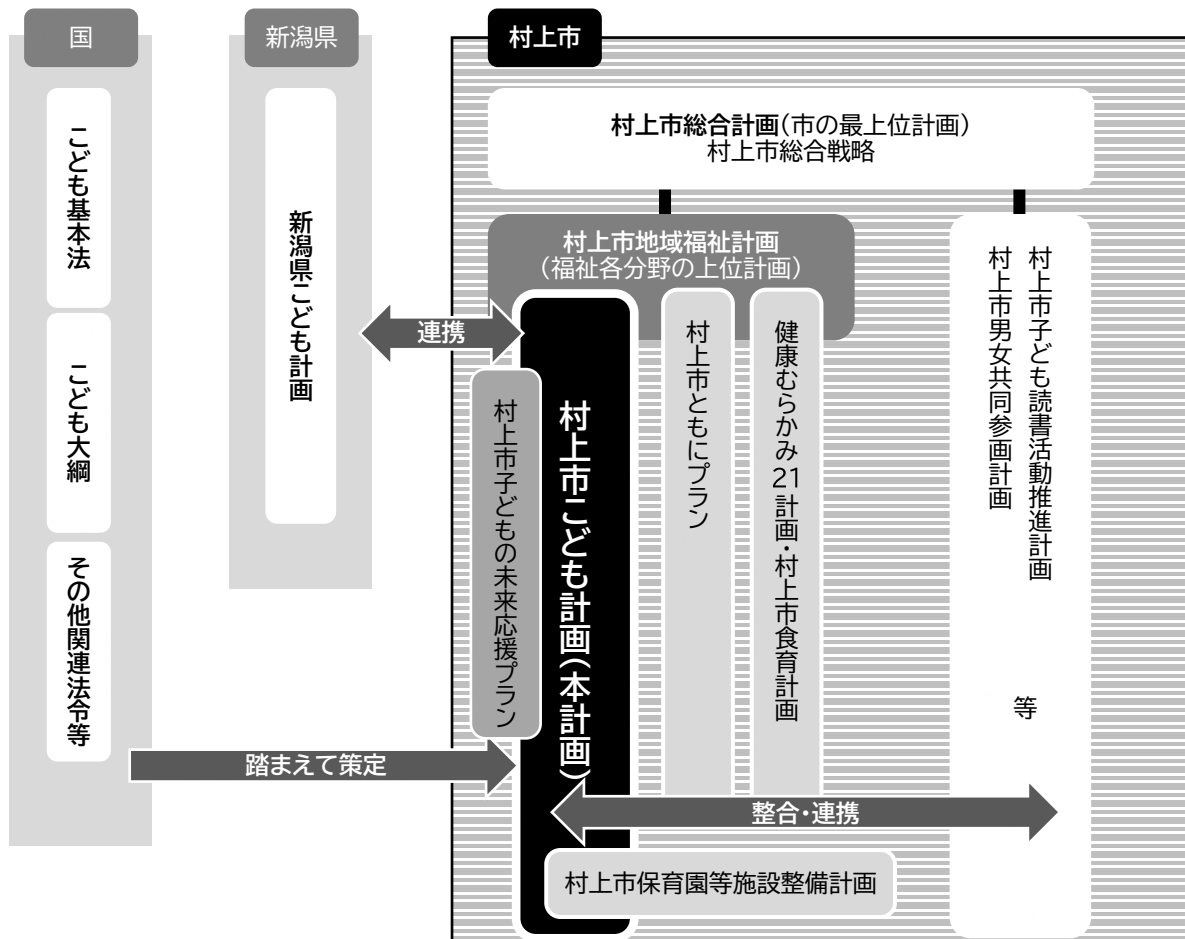
本計画は、以下の法律等に基づき策定します。

- ・「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置付けます。
- ・「こども大綱」に一元化される「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」を踏まえた計画として策定します。
- ・「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」として位置付けます。
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」として位置付けます。

また、本計画は「村上市総合計画」及び「村上市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図って策定します。

その他、令和4年度に策定した「村上市子どもの未来応援プラン（村上市子どもの貧困対策推進計画）」の内容を包含した計画として位置づけます。

■計画の位置付け



2 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね30歳代までの「こども」と、その「こども」を養育する家庭とします。

なお、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に「子ども・子育て支援法」における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく内容を含む計画であることから、同法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、各事業の数値目標や関連施設の整備状況などが大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
調査・計画の策定		村上市こども計画				
		包含				
村上市子どもの未来応援プラン						

4 計画の策定体制

アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、子育て中の保護者やこども本人の意見やニーズを反映した計画とするため、「就学前児童」がいる保護者、「小学生児童」がいる保護者、「中学生」本人、「若者」本人を対象として、アンケート調査を実施しました。

「子ども・子育て会議による審議」

計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項に定められている「合議制の機関」として「村上市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見の聴取を行いました。

パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたりパブリックコメントを実施し、計画案に対する市民の意見を募集しました。また、市内の小中学校生に対しても別途分かりやすい資料を用いたパブリックコメントを実施しました。

第2章

村上市のこども・若者を 取り巻く現状

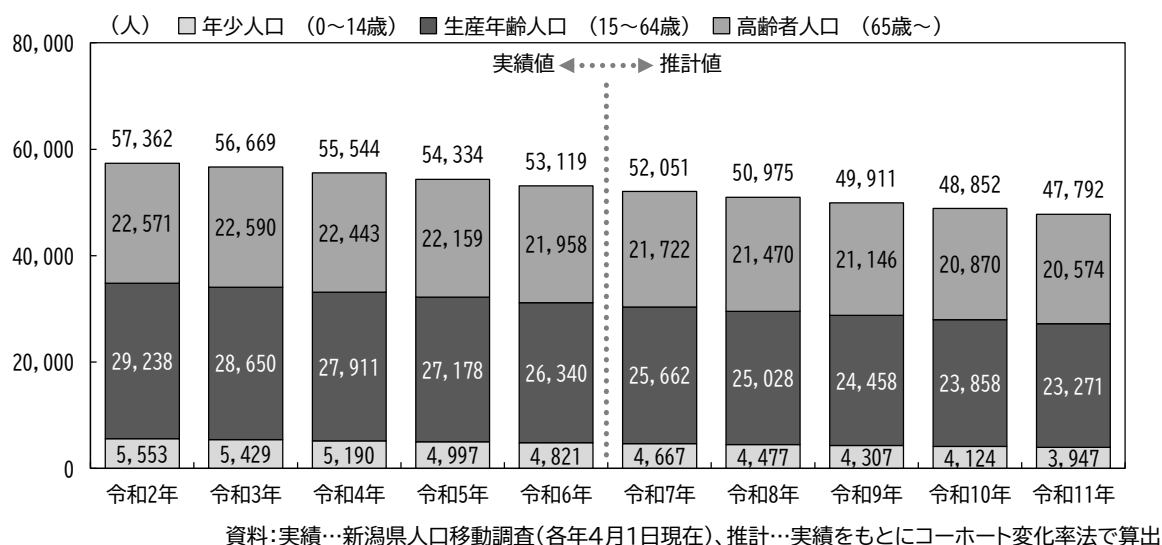
第1節 統計からみる現状

1 市の全体的な状況

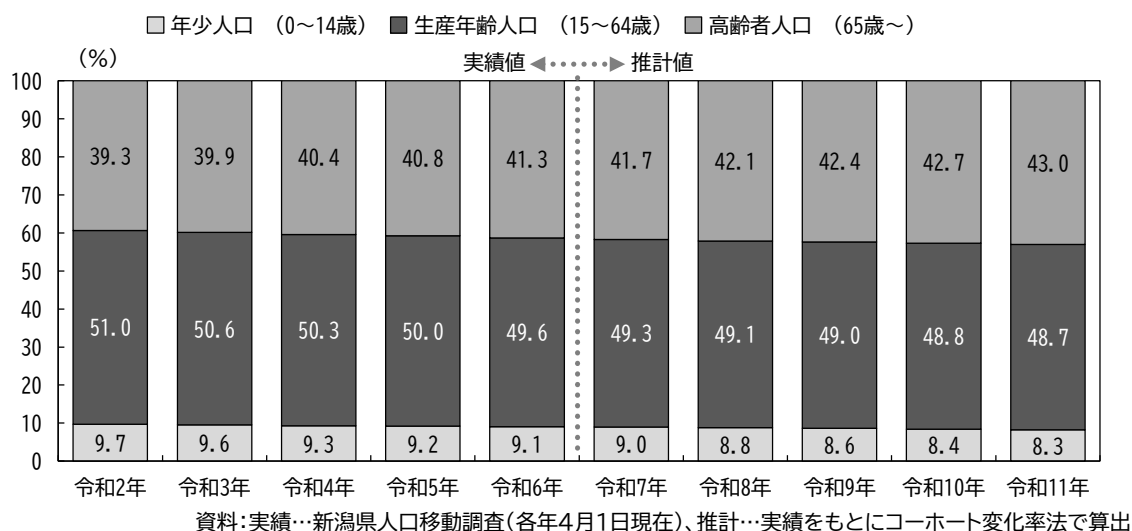
(1) 人口の推移・推計

総人口は、減少傾向にあり、令和6年4月1日時点では約53,000人となっています。
 年齢3区分別による内訳をみると、特に年少人口・生産年齢人口が減少しています。
 推計値においても、年少人口は減少傾向で推移する見込みとなっています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



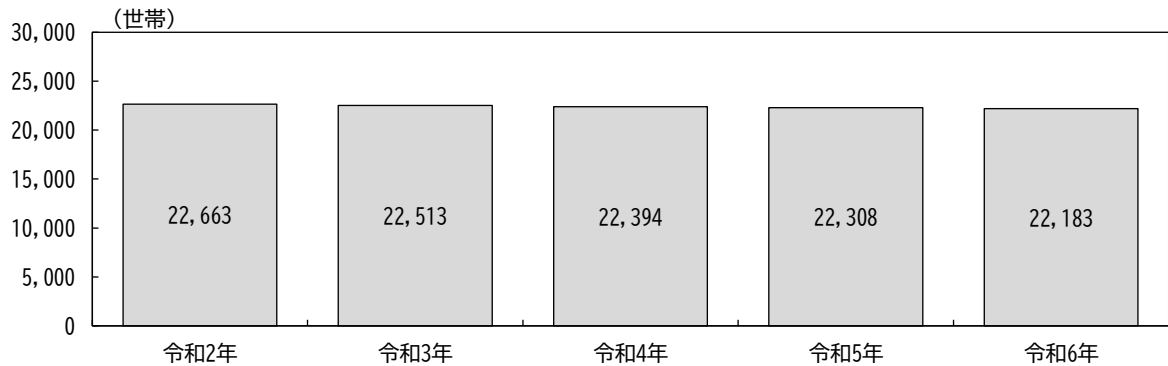
■年齢3区分別人口割合の推移・推計



(2) 世帯数

世帯数は緩やかな減少傾向にあります。

■世帯数の推移



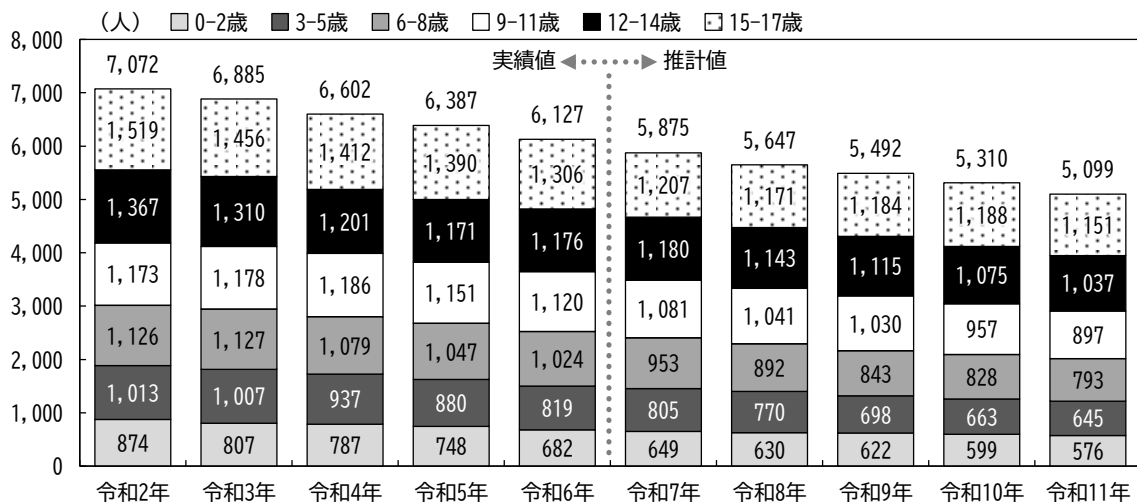
資料:住民基本台帳

2 こどもや保護者の状況

(1) 児童及び若者の人口

児童人口は減少傾向にあり、令和11年には約5,000人になると推計されています。令和11年には令和6年の約8割となり、特に3-5歳、6-8歳では8割未満になると推計されています。

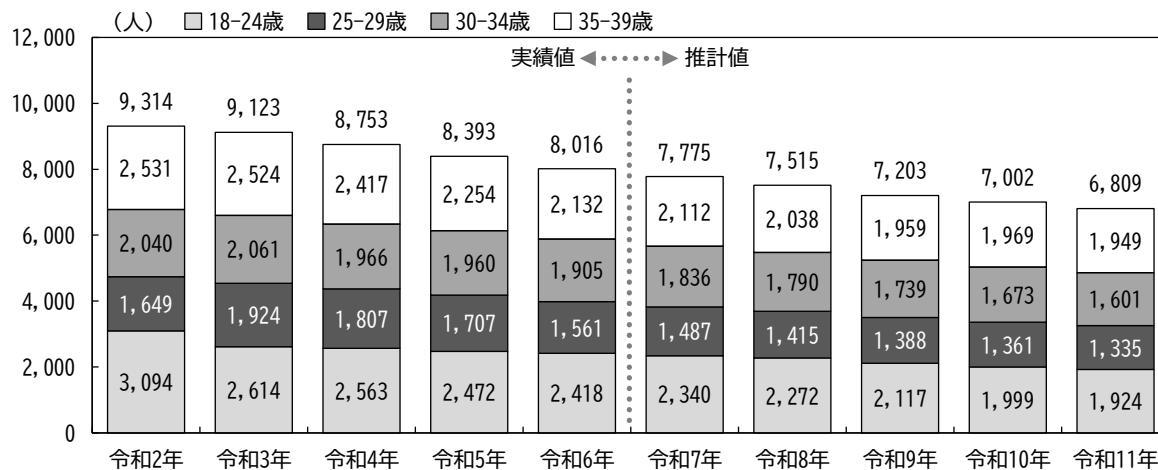
■児童(満18歳未満)人口の推移・推計



資料:実績…新潟県人口移動調査(各年4月1日現在)、推計…実績をもとにコーホート変化率法で算出

18-39歳の若者人口は減少傾向にあり、令和11年には約6,800人になると推計されています。令和11年には令和6年の8割強となり、特に18-24歳では8割未満になると推計されています。

■若者(18-39歳)人口の推移・推計



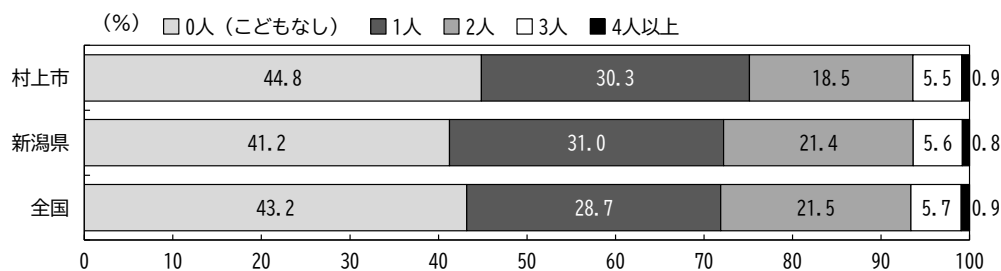
資料:実績…新潟県人口移動調査(各年4月1日現在)、推計…実績をもとにコーホート変化率法で算出

(2) 世帯の状況

夫婦世帯におけるこどもの数の割合は、村上市では「0人(こどもなし)」が新潟県に比べてやや高くなっています。

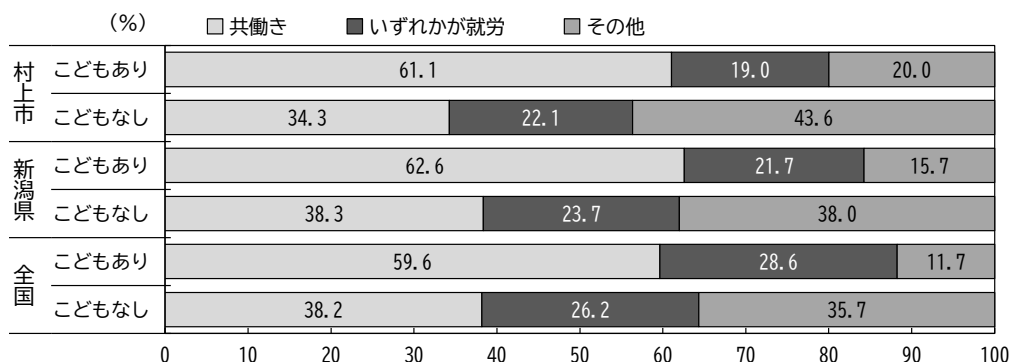
夫婦世帯における就労状況の割合については、村上市では、共働き世帯の割合が【こどもあり】で約6割となっており、【こどもなし】で3割半ばとなっています。

■夫婦世帯におけるこどもの数の割合



資料:国勢調査(令和2年)

■夫婦世帯における就労状況の割合



資料:国勢調査(令和2年)

国勢調査によると、核家族世帯では増減が見られますが、母子家庭世帯及び父子家庭世帯は減少傾向となっています。

■世帯構成におけるひとり親世帯の状況

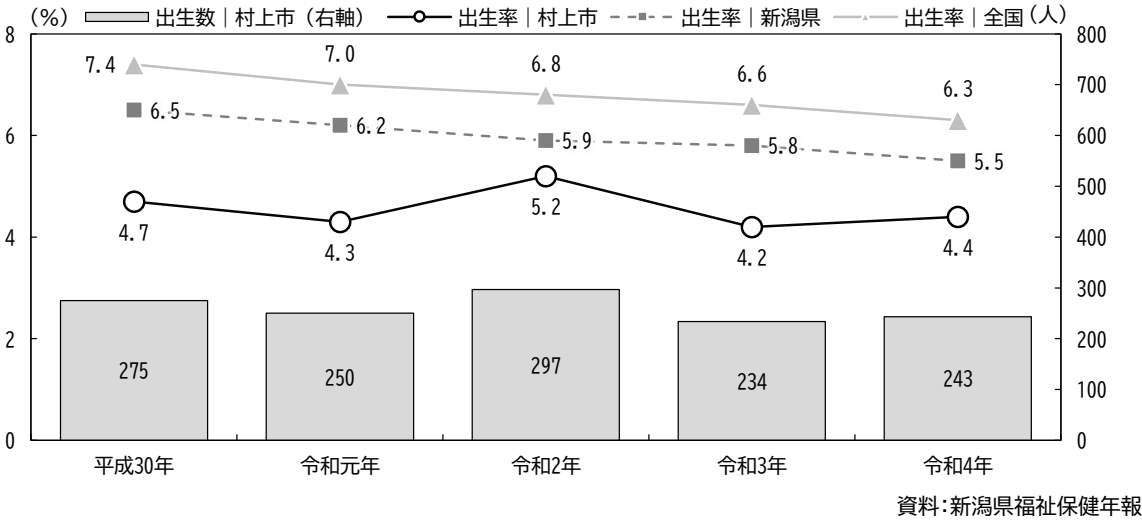
単位：世帯	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	22,006	22,097	21,466
核家族世帯	10,584	10,750	10,717
ひとり親世帯※	2,236	2,327	2,363
一般世帯に占める割合	10.2%	10.5%	11.0%
母子家庭世帯※	545	498	442
一般世帯に占める割合	2.5%	2.3%	2.1%
父子家庭世帯※	167	141	104
一般世帯に占める割合	0.8%	0.6%	0.5%

※ひとり親世帯は、親子の年齢に関わらず男親とこども、女親とこどもで構成される世帯の合計。
 ※母子家庭世帯、父子家庭世帯は20歳未満のこどものいる家庭。祖父母その他親族がいる世帯を含む。
 資料：国勢調査

(3) 出生の状況

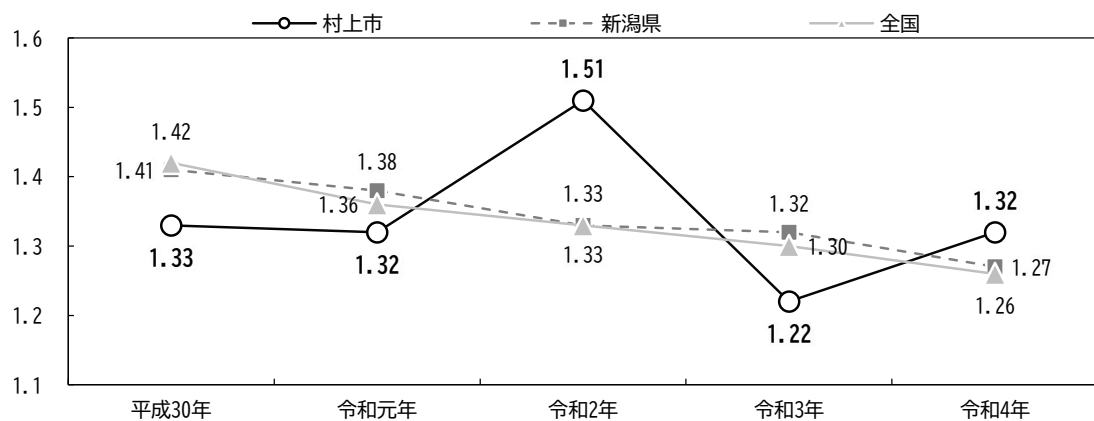
出生数は、200人台で推移しています。
 出生率はほぼ横ばいで推移しているものの、全国・新潟県の水準を下回っています。

■出生数及び出生率の推移



合計特殊出生率は増減しながら推移しており、直近の令和4年には1.32と全国・新潟県を上回っています。

■合計特殊出生率の推移

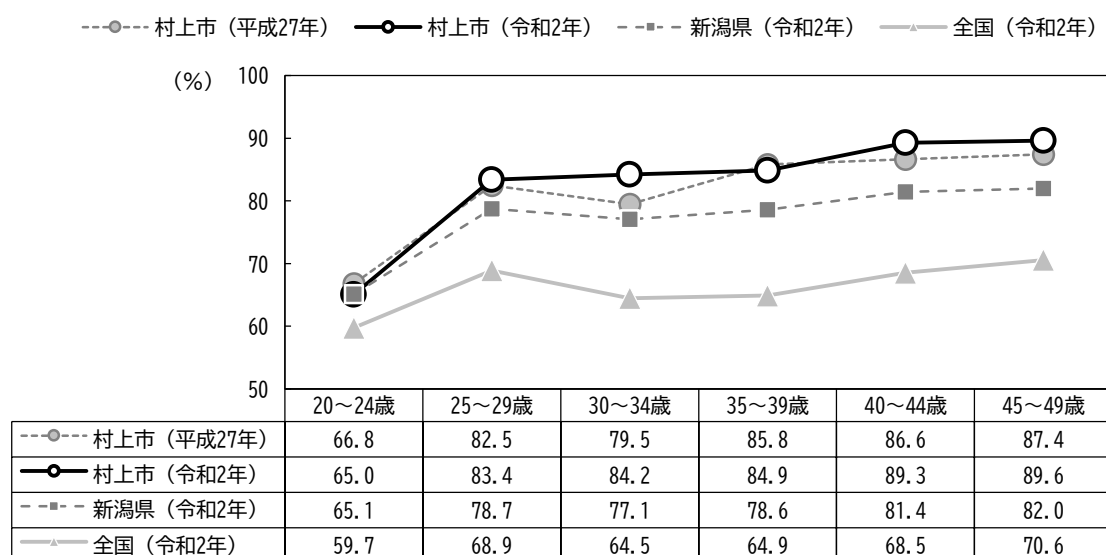


資料:新潟県福祉保健年報

(4) 年齢別の女性の就業率の状況

年齢別の女性の就業率は、村上市は全国・新潟県の水準を上回って推移しています。また、村上市では、平成27年と比べ30～34歳における就業率が特に増加しています。

■年齢別の女性の就業率



資料：国勢調査

(5) 社会的な支援が特に必要な子どもや子育て家庭の状況

①生活保護の状況

健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業などの扶助があります。受給世帯数は横ばいとなっています。

■生活保護受給者数・世帯数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護受給者数(人)	624	612	623	624	612
生活保護受給世帯数（世帯）	467	471	487	467	471

資料：村上市

②児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を別にしている児童の家庭の生計安定と自立の促進のために支給されます。受給者総数は減少傾向となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者総数	395	369	359	349	330
一部支給	197	180	191	174	165
全部支給	198	189	168	175	165

資料：村上市

③就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。受給率は令和4年度から増加の傾向にあります。

■就学援助認定者数と受給率の推移

単位：人		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	全児童数	2,393	2,308	2,298	2,257	2,192
	要保護	15	17	20	26	21
	準要保護	374	343	355	463	498
	合計	389	360	375	489	519
	受給率(%)※	16.3%	15.6%	16.3%	21.7%	23.7%
中学生	全生徒数	1,231	1,186	1,121	1,022	990
	要保護	15	16	16	15	13
	準要保護	249	235	220	293	267
	合計	264	251	236	308	280
	受給率(%)※	21.4%	21.2%	21.1%	30.1%	28.3%

※受給率は、受給している児童・生徒数を市立小・中学校それぞれの児童・生徒数で除したものの。

児童生徒数は各年度5月1日現在、要保護・準要保護認定者数は年度末時点

資料：村上市

④家庭児童相談室への相談件数

家庭児童相談室への相談のうち、児童虐待に関する相談件数は令和4年度から増加の傾向にあります。

■家庭児童相談室への相談件数の推移

単位：件		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数		316	226	246	247	255
	児童虐待相談件数	104	100	85	98	153

資料：村上市

⑤スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数

スクールカウンセラー相談件数は減少傾向にあります。

一方、スクールソーシャルワーカー相談件数は令和2年度から各校において積極的に相談につながっていることにより大幅に増えています。

■スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数の推移

単位：件		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクールカウンセラー相談件数		1,037	999	733	475	654
スクールソーシャルワーカー相談件数		62	169	175	184	154

資料：村上市

⑥市内小中学校における不登校児童・生徒数の推移

市内小中学校における不登校児童・生徒の割合は増加の傾向にあります。

■小中学校における不登校児童・生徒数の推移

単位：人		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	児童数	2,393	2,308	2,298	2,577	2,192
	長期欠席者数	26	24	19	28	64
	不登校	20	18	9	19	40
	その他の理由	6	6	10	9	24
	不登校児童の割合(%)	0.84%	0.78%	0.39%	0.74%	1.82%
中学生	生徒数	1,231	1,186	1,121	1,022	990
	長期欠席者数	55	62	78	82	71
	不登校	51	59	74	72	64
	その他の理由	4	3	4	10	7
	不登校生徒の割合(%)	4.14%	4.97%	6.60%	7.05%	6.46%

児童・生徒数は各年度5月1日現在、長期欠席者数は年度末時点
資料：村上市

第2節 アンケートからみる状況

1 調査の概要

本計画の策定にあたり、こども・若者・子育て世帯の状況や要望、意見を把握することを目的として実施しました。

■実施概要

		就学前児童保護者調査	小学生保護者調査	中学生調査	若者調査
調査対象者		村上市内の就学前児童がいる世帯・保護者	村上市内の小学生児童がいる世帯・保護者	村上市在住の中学生	村上市に在住する15～39歳の市民
抽出方法		全対象者			無作為抽出
調査方法		郵送配布・郵送回収／施設配布・施設回収			郵送配布・郵送回収
調査期間		令和6年1月		令和6年7月	
回収結果	配布数	1,293件	1,687件	1,151件	2,000件
	回収数	1,062件	1,504件	780件	480件
	回収率	82.1%	89.2%	67.8%	24.0%

■図表の見方

- ・ 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

2 調査結果

(1) 就学前児童保護者調査・小学生保護者調査

①母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「フルタイムで就労」が5～6割台で最も高くなっており、「パート・アルバイト等で就労」が2～3割台となっています。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が4～5割台で最も高くなっており、「フルタイムへの転換希望」が3割～5割台となっています。

現在就労していない母親の就労意向は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も高くなっています。

母親の就労状況

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
フルタイムで就労	58.3 	60.4 
パート・アルバイト等で就労	30.6 	29.7 
現在就労していない・就労したことがない	9.0 	7.0 
不明・無回答	2.2 	2.9 

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

	就学前児童保護者 n=325	小学生保護者 n=446
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	15.7 	11.4 
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	32.0 	28.5 
パート・アルバイト等で就労を続けることを希望	42.8 	52.9 
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	2.2 	2.7 
不明・無回答	7.4 	4.5 

現在就労していない母親の就労意向

	就学前児童保護者 n=95	小学生保護者 n=106
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	16.8 	22.6 
1年より先、一番下のこどもが大きくなったら就労したい	20.0 	13.2 
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	35.8 	34.0 
就労したいができない	16.8 	16.0 
不明・無回答	10.5 	14.2 

②定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望【就学前児童保護者】

平日「定期的に」利用している事業についてみると、「保育園」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。

「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「保育園」が最も高く、おおむね利用状況と同等となっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

	利用状況 n=923	利用希望 n=1,062
幼稚園（通常の就園時間の利用）	5.1	11.0
幼稚園の預かり保育	0.7	5.2
保育園	82.8	81.9
認定こども園	5.4	9.9
小規模な保育施設	3.6	5.2
家庭的保育	0.0	1.4
事業所内保育施設	2.5	2.4
その他の認可外の保育施設	0.5	1.0
居宅訪問型保育	0.0	1.9
ファミリー・サポート・センター	0.0	5.5
その他	1.2	0.8
不明・無回答	0.3	4.7

③病児・病後児保育の利用意向

こどもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験は、「あった」が約8割となっています。また、病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が4割台となっています。

こどもが病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

	就学前児童保護者 n=923
あった	79.8
なかった	15.6
不明・無回答	4.6

病児・病後児保育の利用意向

	就学前児童保護者 n=587
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	41.7
利用したいとは思わない	55.9
不明・無回答	2.4

④親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるかについてみると、「利用したい」が2割台となっています。

親の私用や通院、不定期の就労等による一時預かり等の利用意向

	就学前児童保護者 n=1,062
利用したい	28.7 
利用する必要はない	61.0 
不明・無回答	10.3 

⑤小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望については、就学前児童保護者では、低学年で「学童保育所」が5割台で最も高くなっています。また、小学生保護者では「自宅」が6割台で最も高くなっています。

小学校放課後の過ごし方の希望

	就学前児童保護者 【低学年時の利用希望】 n=158	就学前児童保護者 【高学年時の利用希望】 n=158	小学生保護者 n=1,504
自宅	41.8 	63.3 	63.0 
祖父母宅や友人・知人宅	13.9 	19.6 	16.9 
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	13.9 	23.4 	18.2 
放課後子ども教室	3.8 	3.2 	9.0 
学童保育所	53.8 	32.9 	24.9 
ファミリー・サポート・センター	0.6 	0.6 	0.5 
放課後等デイサービス	5.1 	3.8 	4.9 
その他（公民館、公園など）	5.7 	8.2 	6.9 
不明・無回答	7.0 	9.5 	11.8 

⑥子育てに関する相談先があるか

子育てに関する相談先があるかについては、いずれも「いる／ある」が就学前児童保護者では8割台、小学生保護者では9割台となっています。

子育てに関する相談先があるか

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
いる／ある	83.8	93.5
いない／ない	4.0	4.7
不明・無回答	12.2	1.8

⑦子育てに関する相談先

子育てに関する相談先は、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも、「配偶者」「祖父母などの親族」「友人や知人」がそれぞれ上位3位となっています。

また、就学前児童保護者では「保育士」「子育て支援施設（地域子育て支援センター、児童館等）・NPO」が、小学生保護者では「小学校教諭」がそれぞれ高くなっています。

子育てに関する相談先

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
配偶者	85.5	77.2
祖父母などの親族	76.1	66.0
友人や知人	66.9	73.3
近所の人	4.9	5.9
子育て支援施設（地域子育て支援センター、児童館等）・NPO	11.7	4.9
保健所	0.3	0.1
保育士	41.1	- -
幼稚園教諭・小学校教諭	3.9	29.2
民生委員・児童委員	0.0	0.4
かかりつけの医師	8.1	6.0
市の子育て関連担当窓口	1.6	0.9
市の保健師	3.8	1.2
その他	2.0	2.6
不明・無回答	0.1	0.1

⑧子育てをするうえで望ましい支援

子育てをするうえで望ましい支援は、就学前児童保護者では「一時的な育児支援サービス」が、小学生保護者では「気軽に相談できる窓口の設置」がそれぞれ高くなっています。

子育てをするうえで望ましい支援

	就学前児童保護者 n=1,062	小学生保護者 n=1,504
自宅訪問での指導	5.9	4.4
保健師や助産師による助言の機会提供	11.6	6.8
一時的な育児支援サービス	44.4	26.7
育児に関する情報発信	23.4	21.5
気軽に相談できる窓口の設置	25.9	31.4
育児に関する学びの場の提供	26.8	20.6
育児に関する悩みを共有できる場の提供	27.2	24.4
育児に関する地域のイベントや活動の実施	33.4	23.4
その他	5.1	3.6
不明・無回答	8.6	19.8

(2) 中学生調査・若者調査

①地域社会との関係について【若者】

地域の行事等への参加頻度は、「全く参加していない」が7割台と最も高くなっており、特に19～29歳で高くなっています。また、過去の地域の行事等への参加頻度については、「よく参加していた」が4割台で、「ときどき参加していた」と合算すると、参加していた割合は7割台となっています。

現在の村上市の取組や行事への関心度について、『関心がある』（「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合算）は3割台、『関心がない』（「どちらかといえば関心がない」と「関心がない」の合算）は5割となっています。

地域の行事等への参加頻度

	若者 n=480
よく参加している	4.8
ときどき参加している	18.8
全く参加していない	76.0
不明・無回答	0.4

過去の地域の行事等への参加頻度

	若者 n=480
よく参加していた	44.2
ときどき参加していた	33.1
全く参加していない	18.8
不明・無回答	4.0

村上市の取組や行事への関心度

	若者 n=480
非常に関心がある	4.0
どちらかといえば関心がある	33.1
どちらかといえば関心がない	29.2
関心がない	20.8
わからない	12.7
不明・無回答	0.2

②将来について

結婚しているかについてみると、「結婚したことがない」が約7割と最も高くなっています。また、今後結婚したいと思うかについてみると、「結婚したい」が4割台となっています。

結婚しているか

	若者 n=480
結婚している	22.3
結婚したことはあるが、今はそうではない(離婚または死別した)	2.3
結婚したことがない	69.0
不明・無回答	6.5

今後結婚したいと思うか

	若者 n=331
結婚したい	43.5
結婚したくない	15.7
わからない	39.9
不明・無回答	0.9

自分が子どもをもつことについて、「子どもをもちたいと思う」が5割台と最も高くなっています。一方、「子どもをもちたいと思わない」は1割台となっており、その理由としては、「子育てや教育にお金がかかるから」「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が高くなっています。

自分が子どもをもつことについて		子どもをもちたいと思わない理由	
	若者 n=480		若者 n=72
子どもをもちたいと思う	53.3 	出産に対して身体的に不安があるから	25.0 
子どもをもちたいと思わない	15.0 	子育てや教育にお金がかかるから	69.4 
わからない	27.1 	育児による心理的・肉体的負担が増えるから	61.1 
不明・無回答	4.6 	自分の仕事に差し支えるから	22.2 
		子どもを生み育てやすい社会環境ではないから	45.8 
		自分や夫婦の自由な時間が減るから	48.6 
		その他	19.4 
		不明・無回答	1.4 

村上市が好きかについて、「好きである」「どちらかといえば好きである」の合算は、7割台となっています。

村上市が好きか		
	中学生 n=780	若者 n=480
好きである	49.0 	20.2 
どちらかといえば好きである	28.6 	50.8 
どちらかといえば好きでない	5.0 	13.5 
きらいである	1.3 	2.3 
わからない	11.3 	11.7 
不明・無回答	4.9 	1.5 

今後、村上市に住み続けたいと思うかについては、若者では「住み続けたい」が2割台と最も多い一方で、中学生では「わからない」が約3割で最も高くなっており、年齢が高いほど、「住み続けたい」割合が高くなる傾向があります。また、できれば市外に移りたい理由（若者）として、「進学先や就職先が少ないから」が最も高く、次いで「他の地域に行ってみたいから、住んでみたいから」「交通の便が悪いから」などとなっています。

村上市に住み続けたいと思うか		
	中学生 n=780	若者 n=480
住み続けたい	14.9 	27.1 
進学・就職・転勤などで市を離れるが、ゆくゆくは戻りたい	29.1 	19.6 
できれば市外に移りたい	20.1 	23.3 
わからない	29.9 	26.9 
その他	1.2 	0.8 
不明・無回答	4.9 	2.3 

できれば市外に移りたい理由（若者）

	若者 n=112
他の地域に行ってみたいから、住んでみたいから	55.4
進学先や就職先が少ないから	58.0
商業施設が少ないから	42.0
交通の便が悪いから	49.1
防犯・防災体制が不十分	1.8
医療・福祉のサービスが不十分	9.8
他の地域の方が、子育て環境が良いから	18.8
遊ぶ場所が少ないから	49.1
その他	12.5
不明・無回答	0.0

③自己肯定感等について

中学生では「自分に自信がある」「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」（「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」の合算。以下同様）は6割台となっています。また、「自分の将来の夢や目標を持っている」「将来のためにも今頑張りたいと思う」は6～8割台となっています。

自身のことについて感じていること（中学生）

中学生 n=780	自分に自信がある	自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	自分の将来の夢や目標を持っている	将来のためにも今頑張りたいと思う
あてはまる	24.9	24.9	41.2	50.8
どちらかというにあてはまる	39.4	39.4	25.1	31.2
どちらかというにあてはまらない	22.6	22.6	16.8	9.4
ない	7.9	7.9	11.7	3.6
不明・無回答	5.3	5.3	5.3	5.1

若者では「自分には自分らしさというものがあると思う」「自分の将来に明るい希望があると思う」がそれぞれ6～7割台となっています。一方で、「今の自分を変えたいと思う」が7割台、「今の自分が好きだ」が5割台となっています。そのほか、「自分は社会や地域の役に立っていると感じる」「自分の考えや意見を社会に発信したいと思う」が3割台となっています。

若者 n=480	自分には自分らしさというものがあると思う	今の自分を変えたいと思う	自分の将来に明るい希望があると思う
あてはまる	34.4	34.4	19.8
どちらかといえばあてはまる	36.0	36.0	41.9
どちらかといえばあてはまらない	19.6	19.6	24.4
あてはまらない	9.4	9.4	12.9
不明・無回答	0.6	0.6	1.0
若者 n=480	今の自分が好きだ	自分は社会や地域の役に立っていると感じる	自分の考えや意見を社会に発信したいと思う
あてはまる	18.8	8.5	9.8
どちらかといえばあてはまる	37.3	23.1	25.2
どちらかといえばあてはまらない	29.0	38.5	35.2
あてはまらない	14.2	29.2	29.2
不明・無回答	0.8	0.6	0.6

④必要としている支援について

現在の悩みや心配事については、「自分の将来のこと」「お金のこと」が多くなっています。
また、相談先は「親」「友人・知人」が多くなっています。

現在の悩みや心配事

	中学生 n=780		若者 n=480
お父さん・お母さん	60.4	親	61.3
兄弟・姉妹	22.4	兄弟・姉妹	24.0
おじいちゃん・おばあちゃん・親せき	10.6	友人・知人	59.8
学校の友だち	59.7	交際相手	7.3
学校以外の友だち	9.9	配偶者	19.4
先輩・後輩	11.0	こども	0.8
学校の先生	28.1	祖父母	4.0
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	3.8	学校の先生	7.9
学校以外（習い事など）の先生	2.2	職場の同僚・上司	11.3
近所の人	0.0	カウンセラー・精神科医	5.6
こども専用の電話相談	1.0	市役所や市の施設等の職員・スタッフ	0.4
インターネットなどを通じて知りあった直接会ったことのない人	3.2	地域のNPO団体等の職員・スタッフ	1.5
その他	1.2	インターネット上の知り合い	6.5
だれにも相談しない	13.8	インターネット上の質問サイト	1.7
不明・無回答	2.7	その他	1.7
		誰にも相談しない	7.7
		誰にも相談できない	2.5
		不明・無回答	0.6

悩みや心配事の相談先

	中学生 n=780		若者 n=480
お父さん・お母さん	60.4	親	61.3
兄弟・姉妹	22.4	兄弟・姉妹	24.0
おじいちゃん・おばあちゃん・親せき	10.6	友人・知人	59.8
学校の友だち	59.7	交際相手	7.3
学校以外の友だち	9.9	配偶者	19.4
先輩・後輩	11.0	子ども	0.8
学校の先生	28.1	祖父母	4.0
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	3.8	学校の先生	7.9
学校以外（習い事など）の先生	2.2	職場の同僚・上司	11.3
近所の人	0.0	カウンセラー・精神科医	5.6
子ども専用の電話相談	1.0	市役所や市の施設等の職員・スタッフ	0.4
インターネットなどを通じて知りあった直接会ったことのない人	3.2	地域のNPO団体等の職員・スタッフ	1.5
その他	1.2	インターネット上の知り合い	6.5
だれにも相談しない	13.8	インターネット上の質問サイト	1.7
不明・無回答	2.7	その他	1.7
		誰にも相談しない	7.7
		誰にも相談できない	2.5
		不明・無回答	0.6

居場所があるかについては、「十分あると感じる」が6割台となっている一方で、「少しはあるが、十分ではないと感じる」「まったく居場所がないと感じる」の合算が1～3割台となっており、居場所を十分だと感じていない人が一定数います。

居場所があるか

	中学生 n=780	若者 n=480
十分あると感じる	69.5	62.5
少しはあるが、十分ではないと感じる	17.8	25.0
まったく居場所がないと感じる	0.4	5.2
わからない	9.5	3.1
不明・無回答	2.8	4.2

孤独について、「感じる時が多い」「常に感じている」の合算が1割台となっています。

孤独を感じることもあるか（若者）

	若者 n=480
孤独とは感じない	44.4 
少し感じる時がある	35.0 
感じる時が多い	11.3 
常に感じている	3.8 
わからない	5.0 
不明・無回答	0.6 

「こどもの権利」として守られていないと感じるものについて、「特にない」が5割台と最も多い一方で、「どんな理由でも差別されない権利」が2割台と、ほかに比べてやや多くなっています。

「こどもの権利」について知っているか

	中学生 n=780
よく知っている	17.4 
少し知っている	25.6 
聞いたことはある	24.5 
知らない	26.9 
不明・無回答	5.5 

「こどもの権利」として守られていないと感じるもの

	中学生 n=780
どんな理由でも差別されない権利	25.8 
大人はそのこどもにとって最も良いことを優先すること	11.7 
命が守られ、必要な支援を受けながら成長できる権利	16.7 
こどもは自分に関することについて、意見を自由に言えて、大人に尊重されること	15.5 
あらゆる暴力から守られる権利	16.2 
教育を受ける権利	15.4 
体やこころを休めることができる権利	19.1 
遊んだり、文化芸術活動に参加したりできる権利	13.3 
特にない	51.5 
不明・無回答	10.0 

第3節 課題のまとめ

1. 幼児期の教育・保育環境の充実

●女性の就業に対応する保育環境の整備

女性の就業率の向上に伴い、本市における3歳未満の乳幼児の保育施設の利用率が年々上昇しています。調査結果によると、特に保育園の利用ニーズが高くなっています。

また、国が若年層の男女に行った調査結果では、女性自身（又は配偶者）からみたライフコースへの希望は、「妊娠出産のタイミングで退職し、その後再就職」という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっており、若い世代の希望の実現を後押しするためにも、就業率の高まりに合わせた、乳幼児の受け入れ体制の充実が重要です。

●保育の需要と教育・保育人材の確保

本市では、年度当初における待機児童は発生しておりませんが、年度途中で未満児保育の需要の高まりがみられることから、施設における受け入れ体制の充実に向けた保育士等の確保が重要です。一方で、3歳以上の児童の定員割れが生じている施設もあります。

また、保育士等が継続して就労できる環境づくりに取り組むことや、引き続き経験豊かな保育士等による幼児期の質の高い教育・保育を提供していくことが必要です。

●多様な保育サービスの提供体制の充実

幼稚園における預かり保育や病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受け入れ体制の充実を図るとともに、特に3歳未満の保育の充実に向けて、教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園制度の実施体制の整備に取り組む必要があります。

2. 放課後等のこどもの活動の場の充実

●学童保育所における支援体制の充実

共働き家庭の増加に伴い、小学生児童数は減少傾向にある一方、学童保育を利用する児童の割合は年々増加傾向にあります。今後も同様の傾向が続くと見込まれており、保育ニーズに合う期間限定の学童保育所の開設や、民間の学童保育所の誘致等を含めて、提供体制の充実が求められます。また、人材の確保・育成に向けた指導員募集の周知や、指導員研修の充実が求められます。

●放課後や長期休暇における居場所づくり

放課後子ども教室などについて、支援ボランティアの養成やPTA等の協力を得ながら継続して事業を実施しています。今後も地域住民やボランティア等と連携し、ニーズの高まりに応じた取組の充実を図る必要があります。また、長期休暇中のこどもの多様な居場所づくりに向けて、地域住民やボランティア、企業等とも連携した取組の充実が求められます。

3. 学校等におけるこどもの健やかな育ちへの支援

●学校等と地域の連携の推進

昨今のこどもを取り巻く環境の変化に対応するため、幼児教育施設（幼稚園、認定こども園、保育園）・学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみでこどもを育てることが重要です。村上市では全小中学校において、コミュニティ・スクールを導入し、地域と連携し、人材や資源を活用した学習及び地域貢献活動等が行われています。引き続き、学校と地域の相互情報発信、学校と地域の協働体制構築が求められます。

●こどもの健康や命を守る取り組みの推進

薬物の乱用や飲酒・喫煙は、こどもの健康だけではなく、その後の発達・成長や生活習慣にも悪影響を与えるため、危険性や悪影響をこどもが理解し自らの健康を守れるようにすることが重要です。引き続き家庭や学校と連携し、薬物乱用、喫煙及び飲酒の防止に向けた保健教育が求められます。

また、こどものこころの健康の保持や複雑化及び多様化する悩みへの相談体制の充実に向けて、学校におけるＳＯＳの出し方に関する教育の充実や、児童生徒が抱える様々な悩みや不安の相談受付など、こどもにとって身近な学校における体制の充実が求められます。

4. 産前・産後からの切れ目のない支援の充実

●こどもの誕生前からの切れ目のない支援

令和5年12月にこども家庭庁より示された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、「こどもの誕生前から幼児期までこそが、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要であり、こどもの心身の状況やこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支える必要がある」とされています。このビジョンに基づきこどもへの支援が推進されるよう、市内の関連部署や教育・保育施設関係者と内容を共有し、誕生前から幼児期までの切れ目のない支援が求められます。

●母子保健事業の推進

引き続き母子手帳交付時における妊婦全員との面接を行い、食生活や喫煙・飲酒等の生活習慣の把握や改善に向けた指導を行うとともに、妊婦自らが健康管理を行えるよう指導の充実が求められます。また、産後ケア事業等の各種支援事業を積極的に利用いただけるよう、情報提供の充実が求められます。

●こども家庭センターにおける切れ目のない相談支援の推進

令和6年度からこども家庭センターを設置し、母子保健及び児童福祉機能の連携と強化を行い、妊娠期から子育て期まで継続的に相談支援を行う体制を整備しました。センターの役割の一つとして、妊娠期や産後に子育てに不安や困難を抱える家庭に対し早期に相談等の支援を行い、虐待の未然防止に繋げていくことが求められます。また、母子保健事業を通じて養育困難なリスクの高い家庭を把握し、適切な支援の充実を図ることが求められます。

5. 地域における子育て支援の充実

●「こどもの権利」に関する啓発等の推進

令和5年4月に施行された「こども基本法」の中では、年齢等に関わらずすべてのこどもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。本市においても、すべてのこどもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、「こども基本法」に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、子育て世帯もそうでない世帯も一体となって、こどもの幸福な生活を担保する地域づくりを推進することが求められます。

●子育て支援ネットワークづくり

本市では、子ども食堂など、市民の有志によって様々な子育て支援が推進されています。また、ファミリー・サポート・センターによる市民の互助活動についても依頼会員が増加している状況があり、地域住民の協力による子育て支援ネットワークの一層の充実や、市内事業所等とも連携した協力会員の確保、また、民生委員児童委員等と連携した見守り・相談支援の推進が求められます。

●団体等と連携した第3の居場所づくり

コロナ禍の影響もあり地域のつながりが希薄化する中で、家や学校以外にこどもが安心して過ごせる「第3の居場所づくり」が注目されています。国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、指針において市町村におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や、広報啓発活動、コーディネーターの配置等に係る支援を行うことが明記されています。様々な事情により家や学校が必ずしも安心できる場所ではないこどものためにも、NPOやボランティア等とも連携し、子ども食堂やこども用のフリースペース等、こどもが安心して過ごせる「第3の居場所」の充実に取り組むことが求められます。

6. 障がい等のあるこどもへの支援の充実

●学校等における支援体制の充実

架け橋期（年長児から小学校1年生の終わりまでの期間）の取組により、幼児教育施設（幼稚園、認定こども園、保育園）から小学校への円滑な接続を進めるとともに、障がい等のある児童生徒の一人一人が、学習上又は活上の困難を改善・克服し自立にむけて最適な環境で学ぶことができるよう、児童発達支援センター等の専門機関等と連携し、個別の教育支援計画の作成や環境調整を推進するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実が必要です。また、インクルーシブ教育の実践に向けて、すべての教職員で行う特別支援教育を目標に、通常の学級を含めたすべての学級で一人一人の発達に応じた支援・指導・教育ができるよう、引き続き授業研究会や研修会の実施に取り組むとともに、障がいのあるこどもの困難を軽減するための「合理的配慮」の提供が求められます。

●障がい等の早期発見と早期支援の推進

知的に遅れの無い発達障がいには保護者が気づきにくく、集団生活の場である教育・保育施設や学校からの指摘により判明するケースが多くなっています。発達障がいを含め、支援が必要なこどもの早期発見また早期支援に繋げる取組が必要です。

また、教育・保育施設や学校と連携し、必要に応じて保護者への助言や専門機関の受診勧奨に取り組むことが重要です。

7.子育てに困難を抱える家庭への支援の充実

●ひとり親が抱える困難への対応

日本全体におけるひとり親の就業率は8割以上ですが、雇用形態別でみると、父子家庭で約1割、母子家庭では約5割が非正規雇用となっています。また、母子家庭の約4分の3は養育費を受け取っておらず、経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。

実際に、本市で貧困にあたる可能性のある層の4～7割は、経済的な理由から食料や衣類が買えなかった経験があると回答しています（「村上市子どもの未来応援プラン」より）。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、こども子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要です。

●こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困の背景には様々な社会的要因があり、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携しながら、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援、及びこどもの学習支援を進め、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

●不登校の児童生徒への支援

文部科学省の調査によると、不登校の児童生徒は年々増加傾向にあり、村上市でも一定数の不登校児童がおり、児童生徒の「学びの場」をさらに充実させていく必要があります。

8.子育ての不安や負担の軽減と情報提供体制の充実

●子育ての不安や負担の軽減

ひとり親、生活困窮、障がい等の困難を抱えた世帯又は未就園児の保護者等は孤立しやすい状況にあり、育児の不安や負担を抱え込んだ結果、うつ病等の精神疾患の発症又は虐待等の深刻な状況に陥りやすくなります。

本市においては、身近な地域にある地域子育て支援拠点事業、一時預かりなどの事業を行ってきました。

今後は、子育てに関する事業を充実させるだけでなく、関係機関が連携を密にして、支援が必要な家庭及び児童に早期に関わり、虐待を未然防止していく体制を強化することが重要となります。本市では令和6年度からこども家庭センターを設置し、さらに重層的支援体制整備

事業に定められた多機関協働による支援が本格稼働となる中、今後は支援家庭に対してアウトリーチを通じた伴走型の継続支援体制の充実が求められます。

●情報提供体制の充実

本市では村上すくすく子育て情報をはじめ、情報提供体制の充実を図ってきましたが、調査結果をみると、市の子育て支援に関するサービスや情報が十分に届いていない状況が一部うかがえます。子育て世帯に有益な情報が届けられるよう、SNSを通じた情報発信の充実や、アプリを活用したプッシュ通知の導入の検討等が求められます。

9. ワーク・ライフ・バランスの推進

●男女共同参画の推進とライフプラン実現への支援

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年度に実施した調査では、女性自身（又は配偶者）のライフコースの希望は、妊娠・出産のタイミングで退職し、その後再就職という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっています。この価値観の変化は令和に入ってから顕著になったものであり、令和5年版「男女共同参画白書」では「未来を担う若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会を作ることが、今後の男女共同参画の促進において重要である」とされており、固定的性別役割分担意識や長時間労働の慣行を見直し、「男性は仕事、女性は家庭」の「昭和モデル」から、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル型社会」に切り替える過渡期であると示されました。

本市においても、3歳未満のこどもの就園率が上がっている事や、ニーズ調査結果からみる育児休業の取得率が向上している事からも、女性のライフコースとして、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」を選択される方が増えている事が見受けられるとともに、男性についても、ニーズ調査結果から、以前に比べ男性の育児参加が進んでいる状況が見受けられます。

価値観の多様化とともに、それぞれの家庭における希望も多様化していますが、女性のキャリアの維持と子育ての両立や、男性の家事や子育てへの一層の参画を後押しするためにも、3歳未満の保育の受け皿の拡大や、男性の家事育児能力の向上につながる取り組みの推進が求められます。

●企業の子育てに関する理解の促進

企業と連携した男性の育児参加の促進については、国において「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設や、男性の「育児休業等の取得率」又は「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の公表の義務付けなど、各種法整備が進められていますが、本市においても、子育て世代のワーク・ライフ・バランスの推進や、男性の育児参加を地域全体で後押しするため、市内企業と連携し、男性の育児休業制度の整備や、育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境を整備することが求められます。

10. 交流・体験の機会創出

●こどもがのびのびと遊べる環境の確保

調査結果をみると、「こどもが安心して遊べる場所づくり」に関するニーズが非常に高くなっています。子育て中の保護者の交流の促進や、こどもの心身の健康の保持、増進のためにも、安心して遊べる環境の確保は重要であり、地域子育て支援拠点事業等の就学前児童の遊びや交流環境の充実に取り組むとともに、公園の充実や安全確保、交流機会の充実が求められます。

●子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条では「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と示されています。

村上市では「子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の推進を進めていますが、ブックスタート事業をはじめ、ボランティア等と連携した乳幼児への絵本の読み聞かせや就学後の読書習慣の定着に向けた取り組みの推進が求められます。

11. 安全・安心な地域環境づくり

●登下校（登降園）等の安全確保と安全教育の推進

調査結果をみると、「屋外等におけるこどもの安全の確保」に関するニーズが非常に高くなっています。関連機関とも連携し、道路環境や交通環境のほか、交通安全教室を引き続き実施することで児童の安全意識の向上を図ることが求められます。

●SNS等を介した犯罪被害の防止

N T T ドコモ モバイル社会研究所が行った調査によると、令和5年度の小学生高学年のスマートフォン所有率は4割を超えました。スマートフォンのアプリはこどもの学習支援や健康管理に活用できるメリットがある一方、使い方によってはSNSを通じたいじめや犯罪被害につながるリスクをはらんでいます。本市においても、引き続き学校と連携し、情報リテラシー教育や防犯教室等を実施することにより、SNSを通じたトラブル防止や、スマートフォンへの依存を防ぐための指導や啓発に取り組むことが求められます。

12. 若者の希望を叶えられる地域づくりの推進

「こども大綱」において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。

中学生へのアンケートでは、「自分に自信がある」「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」の合算は6割台となっています。また、居場所を十分だと感じていない人が一定数います。

そのほか、「自分の将来の夢や目標を持っている」「将来のためにも今頑張りたいと思う」割合は6～8割台となっています。

若者へのアンケートでは、孤独について、「感じる時が多い」「常に感じている」の合算が1割台となっています。

必要な支援として、経済的な支援や居場所に関する支援が挙げられていることから、当事者の意見を取り入れつつ、それらの支援方策の検討を進めることが必要です。

今後もこども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、こどもたちの意見やニーズを把握しながら、主体的に学び・体験する機会を提供するとともに、生活基盤を支えていくことが必要です。

また、「どんな理由でも差別されない権利」が守られていないと感じている人が一定数おり、様々な場面での差別解消等についても取り組んでいく必要があります。

第**3**章
計画の
基本的な考え方

第1節 基本理念

いつの時代でも、こどもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いです。しかし、全国的に人口減少や少子化の進行が止まらず、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーの問題など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題も深刻化・複雑化しています。

今後は、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できる環境づくりが重要です。また、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向け、様々な施策を展開することが求められています。

こども・若者はまちの宝であり、こども・若者が健やかに育つことは、村上市の明るい未来につながります。

本計画では、上記の社会情勢も踏まえつつ、これまでの取り組みを継承するとともに、各ライフステージに応じて切れ目のない支援を展開していくため、以下の基本理念をかげます。

**家庭・地域がつながり、
こども・若者の思いと権利が尊重され、
「やりたい」を実現できるまち**

家庭・地域がつながり	第2期計画の基本理念「子育てを みんなで支えるまち むらかみ」の「みんなで支える」の考え方を踏襲し、すべての市民がこども・若者に関わりを持つ
こども・若者の 思いと権利が尊重され	「こども基本法」「こども大綱」のこどもの意見や権利を尊重する方針を踏まえ、18歳未満のこどもだけではなく、若者も含めた支援を展開していく
「やりたい」を実現できるまち	こども・若者の自己肯定感を高めるとともに、将来の夢や希望を村上市で実現し、活力があるこども・若者がたくさんいる村上市を目指していく



第2節 基本目標

基本目標1 こどもの権利を尊重し、こども・若者が幸せに成長するための支援

こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支援するとともに、「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運を高めます。

基本目標2 ライフステージに沿った、すべてのこども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 安心してこどもを産み、育てることに喜びを感じられる支援

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、「共働き・共育て」を推進し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標4 貧困の状況にあるこども・若者への支援

生活に困難を抱える子育て家庭を支援し、多様な主体が連携しながら、困難な状況にあるこども、子育て世帯を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

基本目標5 それぞれの状況に応じた、こども・若者、その家族への支援

いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標6 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家族への支援

虐待や障がいなどの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細かな支援を行います。また、障がい等のあるこども・若者やヤングケアラーを、適切な支援につなげます。

第3節 施策の体系

基本目標	主な施策
1 こどもの権利を尊重し、こども・若者が幸せに成長するための支援	1-1 こどもの権利の理解促進 1-2 こどもの居場所・活動・体験の充実 1-3 地域のコミュニティ形成
2 ライフステージに沿った、すべてのこども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり	2-1 母子の健康の確保及び増進 2-2 こどもの発育・発達への支援体制の充実 2-3 学校教育・社会教育・学習支援の充実
3 安心してこどもを産み、育てることに喜びを感じられる支援	3-1 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援 3-2 多様な保育サービスの充実 3-3 安全対策の推進 3-4 家庭における子育てする力の向上
4 貧困の状況にあるこども・若者への支援	4-1 生活に困難を抱える子育て家庭への支援 4-2 経済的支援
5 それぞれの状況に応じた、こども・若者、その家族への支援	5-1 いじめ対策・不登校への支援 5-2 若者が村上市で活躍できる場の支援 5-3 結婚・妊娠を希望する若者への支援
6 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家族への支援	6-1 児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援 6-2 障がい児・医療的ケア児等への支援 6-3 自殺対策や犯罪からこどもを守る取り組み

第4章 施策の展開

基本目標 1 こどもの権利を尊重し、こども・若者が 幸せに成長するための支援

1-1 こどもの権利の理解促進

施策の方針

市民一人ひとりが人権に対する理解を深めることができるよう、こどもの権利の普及啓発や、人権教育の推進に取り組みます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
こどもの権利の認知度(中学生調査)	43.0%	60%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
人権尊重理念の理解促進	市内小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。	市民課
企業・団体等に対する人権啓発の推進	公正な採用選考など人権に配慮した適正な対応が図られるよう、公共職業安定所や商工会議所・商工会や岩船郡村上市雇用対策協議会など関係機関と連携を密にし、啓発に努めます。	市民課 地域経済振興課
障がいに対する理解の促進	障がいに対する理解を深めるため、障害者週間(12月3日～9日)に合わせた啓発イベントを開催します。	福祉課
こどもの権利の啓発の推進	こどもの権利擁護に対する気運をさらに高め、こどもの権利を誰もが知っている状況を実現するため広報などを利用し啓発に努めます。	こども課
こどもの権利にかかわる学校での取組	こどもの権利について学び、理解するための取組として、小・中学校においてこどもの権利を深める活動を実施します。	学校教育課
人権尊重の理念等に対する児童生徒の理解を深めるための取組	学校教育指導の方針において、多様性を尊重する態度を育成するための学習活動の推進について明記するとともに、児童生徒が、人権尊重の理念や性別にとらわれずに一人ひとりの個性や能力を尊重することの大切さを学ぶ場面を設定するよう、研修講座等で周知します。	学校教育課

アンケートより



・保育士や介助員など人権を尊重してほしい。こども対大人である前に、人対人という事を忘れないでほしい。【小学校児童保護者】

1-2 こどもの居場所・活動・体験の充実

施策の方針

すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長できるよう、こどもの声や意見を聴きながら、地域・学校・行政等が一丸となって、こどもの居場所づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
自分にとって「居場所」だと感じるところが十分あると感じる割合(中学生調査)	69.5%	75%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
まちづくり情報誌への居場所活動の情報掲載	地域で住民の居場所の確保に向けた各種活動に取り組むまちづくり協議会等が、各組織の広報紙等を通じてその情報を紹介し、様々な市民に気軽に集える場の情報を周知していくことで、地域住民の見守り体制の強化につながり得る情報の周知に努めます。	市民課
村上市子ども・若者総合サポート会議の開催	乳幼児から成人前期までを一貫してサポートできる体制をつくるため、関係機関の連携や情報共有により、様々な問題を抱えるこども・若者に対して切れ目のない支援に取り組めます。	福祉課
地域未来塾	こどもたちへの学習支援・相談を一層充実し、学習上のつまづきを解消したり、学習意欲の向上を図ったりするとともに、こどもたちが主体的に学習習慣・生活習慣を改善することを目的に、中学生を対象に夏休みや放課後など期間を設けて実施します。	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室事業は、こども達にとっては社会性や自主性、規範意識を醸成する場、地域の大人にとっては、学びの成果を生かし、地域の活性化を図る場として、支援ボランティアやPTA、地域の方々の協力を得てこども達への学習・体験・交流等の活動機会の提供を行います。	生涯学習課

アンケートより



・学校が終わって帰ってきてもすることがなく、テレビやビデオ、スマホでユーチューブを見るなどで時間をつぶすことがどこの家庭でも多くなっていると思います。(小学生保護者)

1-3 地域のコミュニティ形成

施策の方針

こどもや若者に関わる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできません。こどもたちが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、地域の様々な知識や技術、経験等を持つ人材の発掘と協力を得ながら、団体活動の活性化や連携を図ります。また、様々な主体が連携し、地域全体でこどもを育み、子育て家庭を見守り、支え合う体制づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
地域の行事などに参加している割合(若者調査)	23.6%	35%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
住民同士のつながりの強化	出前講座や健康教室などいろいろな事業を組み合わせ、地域住民が主体となつての取組が増やせるよう働きかけていきます。	福祉課 社会福祉協議会
ふれあい交流事業	園開放による未就学児と園児の交流、地域住民とともに交流会、畑づくり、伝統行事、調理体験など様々な活動を通して交流を深め、主体的な子育て支援の場を提供し、ともに楽しみながら思いやりの心、子育てへの関心を深めます。地域全体で子育てを支援するという意識づくりにもつながり、子育てしやすい環境づくりの一つとしての機能も担います。	こども課
世代間交流の推進	総合的な学習の時間や特別活動での祖父母参観・職場体験学習等世代間交流を行う事業を実施します。	学校教育課
道徳教育の充実	こども達の豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善を進め、こどもの心に響く道徳教育の充実を図ります。道徳科の授業では、問題を自分事として捉え、物事を多面的・多角的に考える授業を推進します。	学校教育課
青少年を取り巻く社会環境調査	各地区青少年健全育成会及び市民会議と連携・協力し、書店やコンビニエンスストア等への巡回、訪問を実施し、青少年を取り巻く環境の実態把握に努めます。	生涯学習課
日本語を母語としない保護者への対応	日本語を母語としない保護者に対して、丁寧な窓口対応や情報の提供に努めます。	村上市 村上市教育委員会
地域学校協働活動事業を活用した地域との連携	地域における多様な団体や機関、保護者・地域住民等が緩やかなネットワークを構築し、学校と地域が連携・協働してこども達の豊かな学びと健やかな成長を支える環境を整えます。	教育委員会

アンケートより



- ・ いろんな人やお仕事など交流がふえたとお互いに生きるかてとなる気がする。(就学前児童保護者)
- ・ 小規模校のメリットや地域とのつながりを生かした学校のあり方について、よく考えていただきたいと思います。(小学生保護者)

基本目標2 ライフステージに沿った、 すべての子ども・若者が健やかに育ち、 自立できる環境づくり

2-1 母子の健康の確保及び増進

施策の方針

妊娠期から学童期にかけての訪問事業や相談支援、各種健診等の充実により、母子及び乳幼児、児童生徒の健康状態の把握や健康の保持増進とともに心身の負担軽減を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
子どもをもちたいと思う割合(若者調査)	53.3%	55%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
保育園児(3～5歳児)肥満体格調査	全保育園で1年に1回、体重・身長測定を実施します。園だより等を通じて、健康管理や食育活動の推進を行います。	こども課
食育の推進(保育園)	食育に関しては各地域、各保育園において食育計画に基づき、年齢に応じた内容で様々な取り組みを行っています。全地域で実施しているのが給食における地元産物、郷土料理の積極的な活用、毎月19日の「食育の日」の設定です。畑づくりや調理体験など各園において実施します。	こども課 地域振興課
子育て応援ファイルの配布	出生時に全員に対して、子育て応援ファイルを配布しています。健診や予防接種に関する資料、各種施設の利用案内、子育てマップ、各種手当の紹介など子育てに関する情報をポケット式の1冊にまとめて配布しています。少子化が進み出生数は減少傾向にあるなかで、効率のよい情報提供として活用されています。	保健医療課
産後ケア事業	出産後の一定期間において、特に支援を必要とする母子に対し、保健指導などを実施することにより、産婦の心身の健康の保持及び乳児の健全な発育を促します。	保健医療課
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。	保健医療課
乳幼児おむつ用品購入券支給事業	安心して子どもを産み育てることができるよう3歳未満の乳幼児を持つ保護者におむつ券を支給します。	保健医療課

取組	取組内容	担当課
乳児紙おむつ処理支援事業	子育てに関する経済的支援として満3歳未満の乳幼児を持つ親等に紙おむつ処理のためのごみ袋を配布します。配布の時期は出生届出時及び1歳6か月児健診時を基本とし、転入者については転入届時に対応します。	保健医療課
村上市急患診療所の開設	平日夜間及び休日等における市民の診療機会の確保を目的に内科及び小児科に関する診療を行います。	保健医療課
輪番制病院体制の実施	地域住民の休日及び夜間における救急患者の医療を確保するため、現状の病院群輪番制を維持します。	保健医療課
小児科・産婦人科オンライン相談	専門医等によるオンライン相談サービス事業を提供することで、不安や孤立感をやわらげ、安心して出産、子育てができるよう支援します。	保健医療課
産婦健康診査	産後間もない産婦の心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができるように、産婦健診を一人最大2回まで受診できるよう、健診費用を助成します。	保健医療課
新生児聴覚検査	聴覚障がいを早期に発見し、適切なサポートを受けられるよう、新生児の聴覚検査費用の一部を助成します。	保健医療課
妊婦健康診査	安心して出産を迎えることができるように、妊娠健康診査受診票(14回分+子宮頸がん検診)を交付することで、妊婦が定期的に行う健診費用を助成します。	保健医療課 地域振興課
乳幼児健診等の充実	乳幼児健診は、疾病の早期発見や健康の保持増進を目的に実施しています。また、子育て支援の場として、育児不安等にも応じます。1か月健診(委託)・4か月児健診及び離乳食指導・7か月児健診(委託)・10か月児相談・1歳6か月児健診・2歳児健診・3歳児健診・2歳6か月児歯科健診・3歳6か月児歯科健診(委託)	保健医療課 地域振興課
乳幼児訪問	発育発達状況や育児環境・産後うつ・育児不安等訪問指導が必要と思われる対象を訪問します。状況により関係諸機関との訪問も実施します(「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問を除く)。	保健医療課 地域振興課
離乳食指導(離乳食赤ちゃん教室)	7～8か月児を持つ保護者を対象に、離乳食を中心とした健康相談事業を実施します。	保健医療課 地域振興課
栄養相談	乳幼児健診で、偏食や小食など、栄養に関する心配事に応じながら、乳幼児の適切な食事について栄養指導を行います。	保健医療課 地域振興課
食育指導(学校の授業において実施)	生活習慣の基本である食生活の習慣をきちんと身につけるための授業が確実に行われるよう、各校に指導します。	学校教育課
健康診査や学校における健康診断等の推進	児童生徒の成長過程に応じた健康診断を学校医等と連携を図りながら実施します。あわせて就学時健診や定期的な検診の実施を行います。	学校教育課
小学校就学時検診時家庭教育支援講座	家庭教育支援の充実を図るため、PTA、関係機関等との連携により、子育て支援や家庭の教育力を高めるための学習機会の提供を行います。	生涯学習課

アンケートより



- ・子育てについて、保健師さんの訪問等、不安解消のために有効だと感じた。(小学生保護者)
- ・夜間みてくれる病院など作ってほしい。(就学前児童保護者)

2-2 こどもの発育・発達への支援体制の充実

施策の方針

こども・若者の健やかな成長を支援するため、遊びや体験活動の充実に取り組むとともに、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、生活習慣の形成・定着に取り組めます。

また、様々な体験活動を通して、考える力や気づく力を培い、自らが考え、行動できるよう、こどもから若者まで育ちのつながりを考慮し、成長段階に応じた体験活動や地域での世代間交流、仲間づくり、地域活動参加へのきっかけづくりを進めます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
自分の体や気持ちで気にならない割合 (中学生調査)	37.7%	50%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
ペアレントトレーニングによる家庭支援体制の確立	発達に凸凹のあるお子さんを育てる上で、育てにくさを減らすために親が学び交流する場をつくることを目的に、全10回の講座を開催します。	福祉課
幼児教育アドバイザーの配置	教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置し、研修会や保育園等への訪問支援を行い、保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行います。	こども課
幼児の体力向上事業	総合型地域スポーツクラブと連携し、効果的なプログラムを展開することで保育園児の体力低下の改善を図ります。	こども課
子育て支援事業(子育て広場)	子育て支援センターにおいて、離乳食や幼児食についての栄養相談を実施します。	こども課
子育て支援センター食育事業	各地域の子育て支援センターで調理実習(野菜を多く摂る食事、簡単にできる離乳食、手作りおやつなど)等を行い、子育て中の保護者へ食育を推進します。	こども課
巡回相談事業(ことばとこころの相談室)	特別な支援が必要なこどもの早期発見・早期対応を図るため、要請に応じて市内幼稚園や保育園、小中学校、子育て支援センター等を訪問します。また、関係機関職員が支援の必要なこどもへ適切な対応ができるよう、相談や話し合いを行います。子育て支援センターでは、育児相談を行います。	こども課
子ども医療費助成事業	こどもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校卒業までのこどもの医療費の一部を助成します。令和7年4月から入院にかかる医療費を無償とします。	こども課
架け橋期の取組(幼児教育施設と小学校の連携)	幼児教育施設(幼稚園、認定こども園、保育園)から小学校への円滑な接続のため、架け橋期(年長児から小学校1年生の終わりまでの期間)の取組を進めていきます。小学校区ごとの架け橋期カリキュラムに基づき、こどもたちの交流や先生方の情報交換の場を設け、円滑な連携を図ります。小学校入学後も園で培った力を発揮しながら自己実現するこどもたちを目指します。	こども課 学校教育課

取組	取組内容	担当課
情報リテラシー教育の推進	インターネット・SNSに潜むリスク等についての基礎知識の普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと、命を大切にしたい、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。	こども課 学校教育課 生涯学習課
食生活改善推進事業	食生活改善推進委員が中心となり、地域全体を対象として食生活を改善させることを目的とし、若い世代から高齢者の方まで食育に関心を持ってもらい、家族単位で健康的な食生活がきるように健康食普及を推進します。また、地域文化祭事業では地域公民館等と共催事業として健康食普及を推進します。	保健医療課 地域振興課
食生活改善推進委員研修	地域で活躍する会員の資質向上を図るため、食育に関する知識の習得や食生活改善に関する内容の研修を行い、会員意識の向上を図り、地域への健康食普及推進につなげます。	保健医療課 地域振興課
親子の料理教室	食生活改善推進委員等と協働で、各地域の親子を対象に、親子料理教室を実施し、郷土料理やバランス食の普及等食育の推進を図ります。	保健医療課 地域振興課
村上駅周辺まちづくり事業(大規模跡地等の利活用)	複合施設や多目的広場にこどもが安心して遊べる場所を整備することで、こどもから高齢者まで多様な市民が集い、交流し活動できる環境づくりを進めます。	都市計画課
学校におけるスポーツ環境の充実	体育実技指導協力者派遣事業を活用して、小学校の体育指導の充実を推進します。	学校教育課
音読講座	読み聞かせボランティアや一般の方を対象に、音読を通じた読み聞かせ技術向上を目的に講座を実施します。	生涯学習課
ブックスタート	赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、乳児健診の際に絵本を手渡します。	生涯学習課
絵本の読み聞かせ	絵本の読み聞かせを通して、乳幼児の想像力や空想力を育て、感動と喜びを親子で体験します。	生涯学習課
青少年健全育成活動たより発行	青少年の健全育成に関する情報について広報を図ります。	生涯学習課
公民館家庭教育支援講座	家庭教育の充実を図るため、市民の育児参画への理解を広げる講座を実施します。	生涯学習課
親子ふれあい教室	3～5歳児とその保護者を対象に、運動遊びなどの活動を通して相互のコミュニケーション能力と体力アップを図ります。	生涯学習課
子ども広場体験活動「あそびの森」	地域内外での体験活動や低学年でも楽しめるスポーツ活動を実施します。	生涯学習課
親子ふれあいスポーツ事業	スポーツ活動を通して、親子のふれあいと体力づくりを図ります。各家庭のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行い、こどもの運動機会に乗じた成人のスポーツ実施率の向上を目指します。	生涯学習課
子どもの体力向上事業	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブによる遊びや野外活動、文化活動、体験活動など、こども達のライフスタイルや体力、興味、目的に対応した事業を開催し、こども達に身体を動かすことの喜びを体験させながら、体力づくりと仲間づくりを図ります。	生涯学習課
こどもを対象としたスポーツ教室の開催	各地域で総合型地域スポーツクラブが実施する事業において、こどもたちがスポーツの楽しさや喜びを実感し、体力や運動能力を高める機会の充実を図ります。	生涯学習課

取組	取組内容	担当課
総合型地域スポーツクラブの振興	こども達の多様なニーズに応えるため、総合型地域スポーツクラブとスポーツ指導者が連携し、小・中学生を対象とした各種事業を実施します。	生涯学習課
青少年スポーツ団体の育成事業	こども達の健全育成を図るため、市内各地域のスポーツ少年団活動を推進するとともに、指導者の育成事業を実施し、指導者数の増加を目指します。	生涯学習課
若年者支援に携わる関係者向け精神保健福祉研修会	若年者を支援する関係者が、精神疾患や対応等について理解を深め、適切に対応できる人材を育成することを目的に研修会を開催します。	県・村上地域振興局

アンケートより



- ・ 幼児期の定期健診(1歳児健診、2.5 歳児など)での早めの療育の提案があるとよい。(小学生保護者)
- ・ もっと交流出来る場があったら嬉しい。(若者)

2-3 学校教育・社会教育・学習支援の充実

施策の方針

学校生活における様々な相談と児童生徒一人一人に適した学習支援を行うとともに、思春期の心身の健康づくりと、命を大切に、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

また、家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけるための支援の充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
学校の授業がわかる割合(中学生調査)	85.6%	90%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
学童保育施設整備事業	既設施設の設備等の機能強化を図るとともに統合及び新設を必要とする学童保育施設について、小学校の統廃合を見据えながら保育園等施設整備計画に基づき開設場所や事業の実施形態等を含め検討し、整備を進めます。	こども課
こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	小学校では令和2年度、中学校では令和3年度に改訂された現行の学習指導要領に則った授業が行われ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われるよう、各学校を指導します。	学校教育課
外部指導者などを招いての学校教育の活性化	外部指導者などを招き、村上市の自然や風土、歴史を学び、様々な文化を体験することにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。	学校教育課
外国語指導助手招致事業	海外の青年を招致し、学校における外国語教育の充実や国際交流の進展を図ります。また、小学校の外国語の授業を支援できる体制づくりも進めます。	学校教育課
市非常勤講師による学力向上事業	市非常勤講師の配置により、TT(チームティーチング)形式や少人数学習の授業を行い、児童・生徒のより確かな学力の定着を図ります。	学校教育課
情報教育の推進	学校の授業において、情報モラルを確実に身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成する支援体制づくりを推進します。	学校教育課
望ましい人間関係づくりのための指導の充実	心身の発達等について理解を深め、生命尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視する学習を行います。外部指導者も活用しながら、学校の授業において実施します。	学校教育課
学校だより、学年だよりや学校ホームページの活用	学校だより、学年だよりや学校ホームページを活用することで、こどもの活動の様子や家庭・地域の教育力を向上させる内容等を広報し、啓発します。	学校教育課

取組	取組内容	担当課
学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。	学校教育課
地域とともにある学校づくりの推進	学校と家庭・地域で願いや思いを共有する場や研修会を設定し、地域の諸機関・諸団体と連携・協働してこども達の健やかな成長を支える活動を実施します。学校と家庭・地域をつなぐコーディネーターの研修を充実させ、活動の円滑な推進を図ります。	教育委員会

アンケートより



- ・ のびのび学習できるような環境の工夫をしてもらいたい。(小学生保護者)
- ・ こどもの学習環境を見直して、少子化だからこそこども達の成長に寄り添えるような教育を充実してもらいたいです。(小学生保護者)

基本目標3 安心してこどもを産み、 育てることに喜びを感じられる支援

3-1 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援

施策の方針

誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、「こども家庭センター」を中心に妊産婦、子育て世帯への妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を充実させ、総合的な相談支援体制の強化を図ることで、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行います。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
子育てに関する相談先がある割合 (就学前児童保護者調査)	83.8%	90%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
総合相談窓口	複合的な課題を抱える家庭や、従来の相談機関では対応できない課題を抱える方などに対し、年齢や内容を問わずまるごと相談を受け付け、相談内容に応じて必要な関係機関やサービスを包括的にコーディネートします。また、各関係機関と連携し、地域の課題や不足している社会資源等についての把握・検討を行い、包括的な相談支援ネットワーク体制の構築を図ります。	福祉課
重層的支援体制整備事業における支援関係機関との連携の強化	制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える相談者又はその世帯を対象に支援会議・重層的支援会議を開催し、相談支援機関と連携することで支援機関間のネットワークの推進を図り、必要な相談支援を円滑に提供します。	福祉課ほか
乳幼児から成人期までの支援体制の確立	特別な支援を要する本人やその家族を対象に、ライフステージを通じて途切れない支援を行うために、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関からなる村上・岩船地域自立支援協議会において密接に連携を図り、乳幼児から成人期までの支援に必要な情報を共有する仕組み(村上市相談支援ファイル「ばすのーと」の運用)を整えとともに、支援関係者の力量の向上、市民への理解を図る研修会等を開催します。	福祉課 こども課 保健医療課 学校教育課
家庭児童相談事業	家庭における児童の問題を中心として、それに伴う家庭環境等の相談、指導を行い児童の健全育成を図ります。要保護児童又は虐待を疑われるこどもを発見した場合の市での通告先として、児童相談所と連携し、児童虐待への対応を行っています。	こども課
保育サービスの情報提供	市のホームページ及び配信サービスにおいて、保育園の入園申請、子育て支援センター、一時預かり、病児保育等に関する情報提供を行います。	こども課

取組	取組内容	担当課
子育て支援センターでの育児相談	子育て支援センターを利用する保護者や育児者に対し子育て相談を実施します。	こども課
子育て応援タクシー利用補助金	妊婦が陣痛時にタクシーを利用する場合と、乳幼児の具合が悪く受診するためタクシーの利用がやむを得ない場合のタクシー料金を補助します。	こども課
こども家庭センター	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談を行い、必要に応じてサポートプランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。また、母子保健分野と児童福祉分野の両面からの支援を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をします。	こども課 保健医療課
青少年健全育成に関する情報提供	インターネット上の性表現や暴力表現等の有害情報、またソーシャルメディアを使用したいじめの他、薬物の乱用等の健全な成長を阻害するものから子ども達を守るため、健全育成に関する情報を提供します。	生涯学習課

アンケートより



- ・子育ての悩みを専門的に相談にのってくれる場所があるといいなと思います。(就学前児童保護者)

3-2 多様な保育サービスの充実

施策の方針

様々な勤務形態や働き方に対応し、仕事と子育ての両立を支援するためのきめ細かな保育サービスの充実を図ります。

また、保育ニーズに応じた保育提供体制の充実を図り、待機児童の解消に努めます。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
現在の保育の質について満足している割合 (就学前児童保護者調査)	91.1%	95%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
延長保育事業	公立民営の保育園及び民営の小規模保育所等により引き続き時間を延長して保育事業を行います。また、令和9年4月1日開園予定の民設民営による村上地区統合保育園でも実施します。	こども課
土曜保育	各地域拠点園で、土曜日に保育事業を実施します。	こども課
休日保育事業	公立民営のあらかわ保育園、向ヶ丘保育園で休日に保育事業を行います。また、令和9年4月1日開園予定の民設民営による村上地区統合保育園でも実施します。	こども課
病児保育事業	回復期に至っていないが症状の急変の恐れがない児童及び病気の回復期にある児童を一時的に保育する事業を行います。	こども課
一時預かり事業	家庭において、就労形態等により保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に一時的に預かり保育を行います。また、令和9年4月1日開園予定の民設民営による村上地区統合保育園でも実施します。	こども課
放課後児童健全育成事業	女性の社会進出に伴い共働きが増加したことにより学童保育所利用のニーズが高まっています。就業等により、平日や土曜日、夏休みなどの長期休業期間において、昼間留守家庭となる世帯の児童を保育します。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人と、お手伝いをしたい人の相互援助活動を有料で行う会員組織です。相互活動を推進するため助成金を交付します。	こども課
地域子育て支援センター事業	乳幼児を持つ保護者に対して育児相談を行いながら、離乳食や幼児食に関する栄養相談を実施します。	こども課
幼児教育の振興	私立幼稚園などの園児送迎バス運行経費の一部助成を継続して実施します。	こども課
子育て拠点施設の整備	旧神納東小学校を活用し、屋内遊び場を始めとした子育て支援拠点施設の整備を年次的に進め、全体整備の完了に合わせた指定管理者制度の導入を検討します。	こども課

取組	取組内容	担当課
保育施設等整備事業	既存施設の設備等の機能強化を図るとともに施設の老朽化により統合及び新設を必要とする保育施設について検討し、保育園等施設整備計画に基づき整備を進めます。	こども課

アンケートより



- ・ 待機児童が1人でもへるといいので対策をお願いしたい。(就学前児童保護者)
- ・ 共働きだから保育園に預けるのに兄弟が違う園になってしまうのは親の負担になっていると思う。(就学前児童保護者)

3-3 安全対策の推進

施策の方針

交通安全施設等の整備やこどもの交通安全・防犯意識の高揚、こども自らが自身の安全を守るための対策を図るとともに、地域ぐるみでこどもを見守るための活動の活性化を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
交通事故発生件数	72件(令和5年)	減少

具体的取組

取組	取組内容	担当課
自転車用ヘルメット購入費助成	「道路交通法」改正によりすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、自転車用ヘルメットの購入費用を助成します。	市民課
交通安全用品の配布	通学時の安全確保のため、市内小学校の新入学児童全員に黄色い交通安全帽子を配布します。	市民課
交通安全教育指導者の育成	県主催の各種研修会への参加を積極的に呼びかけ、こども達や市民に対して交通安全の知識を提供できるよう努めます。	市民課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	幼稚園・保育園と連携して、送迎時の保護者に対してチャイルドシートの正しい着用方法について啓発活動を行います。また、出生時の手続きの際にチャイルドシート着用啓発用チラシを配布します。交通指導所を開設し、ドライバーにシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を呼びかけます。	市民課
交通安全教育の実施	園児、小中学生を対象として、幼稚園・保育園・小学校・中学校と連携を取りながら、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。	市民課
通学路等のパトロール活動の推進	交通安全運動期間中の街頭保護活動・安全パトロールや、ながらパトロール隊の登録者を増やす取組などを進め、行政と地域が一体となってこども達の安全確保に努めます。	市民課
防犯灯の整備	地域からの要望を受けて、こども達の安全確保や非行防止のための防犯灯の設置及び設置費の補助を行います。	市民課
カーブミラーの設置	交通事故防止に向けて、市内のカーブミラーの点検を行い、見通しの悪い道路での設置や、老朽化した既存器具の交換など、こども達が安心して通学できる環境をめざします。	市民課
交通規制要望	学校や地域からの要望を受けて、こども達の安全な通園通学はもとより、家庭生活においても安全が確保できるよう、村上警察署を通じて新潟県公安委員会に要望します。信号機については、毎年県内で10か所程度しか新設されず、要望どおり設置されない状況にありますが、引き続き地域の交通実態把握に努め、継続して要望をしていきます。	市民課

取組	取組内容	担当課
通学安全確保対策事業	市立中学校の自転車で通学する生徒への自転車用ヘルメットの支給、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助等の実施により児童生徒の交通安全確保に努めます。 また、国や県、学校関係者、警察、地域と連携しながら、通学路の合同点検や対策事業を推進し、通学路における児童の安全確保に努めます。	市民課 建設課 学校教育課
良好な住環境の形成	災害に強い住宅づくりに向け、耐震性が低いとされる昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震性の強化を啓発し、建物の耐震診断・耐震改修を促進します。	都市計画課
公共施設等のバリアフリー化推進	事前協議での条例適合の指導を行います。国・地方公共団体などでは事前協議が不要ですが、適合させることが基本となっています。民間施設については、引き続き事前協議において指導を行います。	都市計画課
児童生徒の安全管理	安全な登下校が行われるよう、通年のスクールバスの運行やコミュニティバスへの定期券補助事業、冬期スクールバスの運行の充実を図ります。	学校教育課
犯罪等に関する情報の提供の推進	警察と連携し、防犯情報の把握、提供に努めます。また、ネットパトロール等により、不適切な書き込み等に関する情報を学校に提供します。	学校教育課
学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	警察官OB等、見守り活動経験が豊富なスクールガード・リーダーを中核とした見守りボランティア体制の整備を図ります。	学校教育課
学校スクールバス等運行事業	遠距離から通学する児童生徒に対し、安全な登下校が行われるよう通年のスクールバス運行をします。また、早い夕暮れや降積雪対策のため冬季間のスクールバス運行により、児童生徒の交通安全確保に努めます。	学校教育課

アンケートより



・街灯を増やしたり、明かりをもっと強くしてくれると助かります。【中学生】

3-4 家庭における子育てする力の向上

施策の方針

様々な機会を通じて、こどもの成長や子育てに関する知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等ができるための支援を行うとともに、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発していくことで、家庭における子育てする力の向上を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
配偶者が子育てに参加してくれる割合 (就学前児童保護者調査)	88.0%	90%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
男女共同参画社会の実現	令和5年度に策定された「第3次村上市男女共同参画計画」に基づき、だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合うまちづくりを目指します。	市民課
仕事と子育ての両立支援制度の広報	村上市子ども・子育て支援に関するニーズ調査における「保護者の就労状況について」、「育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について」などに対応する就労支援制度等について、地域経済振興課で作成・配布している「企業ニュース@村上市」や企業訪問などを通して、雇用者に対する周知と協力依頼を行います。	地域経済振興課
仕事と生活の調和実現に向けた情報提供・周知	仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門職等の養成が必要となっています。企業が仕事と生活の調和のための取り組みを進めるためには、管理職や従業員の意識改革の方法などについて専門家等のアドバイスを受けることが有効です。そのため、社会保険労務士等の活用を含め国、県、関係機関等との連携を図りながら推進します。また、情報提供や企業間の情報交換ができるよう周知に努めます。	地域経済振興課
企業訪問	企業側の経営状況、雇用状況等の情報収集及び村上市子ども・子育て支援に関するニーズ調査における「保護者の就労状況について」、「育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について」などの結果も含め企業訪問を実施し、子育てを維持するのに不可欠な多様な職場の確保に努めます。	地域経済振興課
一般事業主行動計画策定の推進	「次世代育成支援対策推進法」により101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定する努力義務があるため、計画を策定するよう啓発します。	地域経済振興課

アンケートより



・父親の育児への協力、企業への理解もぜひ進めてほしいです。【小学生保護者】

基本目標 4 貧困の状況にあるこども・若者への支援

4-1 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

施策の方針

多様な主体が連携しながら、困難な状況にあるこども、子育て世帯を誰一人取り残さず、早期にその特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
みつば(みんなのつどうばしょ)の認知度(若者調査)	42.6%	50%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
フードバンク活動等への支援	フードバンク活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、様々な状況下にある生活困難者を支えます。	福祉課
生活困窮家庭対象の学習支援事業	小中学生を対象に、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を支援し、学習以外でも各種悩み相談に対応します。また、高校生や高校中退者、中学卒業後に進学・就労していないなどの高校生世代や概ね20歳未満の若者層に対して、学習面に加え、進路選択に関する相談・支援を行います。	福祉課
相談にあたる市職員への専門家による支援体制の強化	福祉課や介護高齢課等における支援対象者のうち法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家から専門的な支援や助言等を受け、支援対象者の抱える課題の早期解決と支援にあたる市職員のスキル向上を図ります。	福祉課 介護高齢課
生きづらさを抱えた人の居場所づくり	コミュニケーションをとるのが苦手、仕事が続かないなど様々な生きづらさを抱えた人が集える居場所「生きづらさを抱えた方の居場所(みつば)」を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
外国へつながる幼児への支援	教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などに対して、円滑な教育・保育の利用が出来るよう支援します。	こども課
学校給食費滞納家庭への相談先情報周知	学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し滞納金の回収を行う際、相談先情報を周知します。	学校教育課

アンケートより



・現在の物価高に生活が困難です。安価に購入できる所、子ども食堂など色々場所を増やしていただきたいです。【若者】

4-2 経済的支援

施策の方針

子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるように、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図り、子育てにおける困りごとの要因となっている、子育て費用等に対する支援の充実に努めます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
児童扶養手当の適切な助成の実施(支給率)	100%	100%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
生活保護制度	生活に困っているすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その人が自立した生活を送れるよう支援します。	福祉課
生活保護制度の周知	生活保護を必要としている人がためらわずに申請できるよう、制度の周知を図ります。	福祉課
住居確保給付金	離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額(上限あり)の住居確保給付金を支給します。	福祉課
副食費の助成	子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通い、一定要件を満たす児童の副食費についての助成を行います。	こども課
保育料及び副食費の多子軽減制度	生計を一にするこどもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに保育料は第2子目半額、第3子目以降無料、副食費は第3子目以降無料とします。	こども課
学童保育所利用料減免制度	特別の理由により、学童保育所の利用料を徴収することが適当でないと認められる世帯及び多子世帯の利用料を減額又は免除します。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、対象者が負担すべき額から一部負担金を差し引いた額を助成します。令和7年4月から入院にかかる医療費を無償とします。	こども課
児童手当	以下の支給対象となる児童を養育している方に、児童手当を支給します。 ・0歳から高校修了前まで(18歳到達後最初の3月31日まで) ・日本国内に居住している(留学中の場合を除く) ・児童養護施設に入所している児童は施設の設置者などに支給	こども課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭生活の安定と自立促進のために手当を支給します。	こども課

取組	取組内容	担当課
自立支援教育訓練給付金事業	厳しい経済状況のなか、母子家庭の母などは、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、母子家庭等に対する自立支援策の一環として、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、資格取得費用を給付します。	こども課
就学援助事業	経済的な理由によって就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給し義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
奨学金貸与事業	学業が優良で、経済的理由により修学が困難な人に対し、奨学金を貸与します。	学校教育課
新入学児童学用品費の入学前支給	次年度入学予定者の保護者を対象とし、就学援助費の一部(新入学児童学用品費)を入学前に支給する「入学前支給」を実施します。	学校教育課

アンケートより



- ・ こどもを育てるにあたり、物価高が影響し、経済的に不安があります。【就学前児童保護者】
- ・ 出産や医療費、学費など子育てにかかる費用の経済的負担を軽くしなければ安心してこどもを産む事もできず人口も下がり続ける。【小学生保護者】

基本目標5 それぞれの状況に応じた、 こども・若者、その家族への支援

5-1 いじめ対策・不登校への支援

施策の方針

「こどもの権利が守られているか」という視点に立ち、関係者や周囲の大人等が、こどもの「声なき声」やこどもの変化に気づき、見守り支えることができる体制の強化、こどもが安心してSOSを発信できる環境づくりを推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
学校のことについて悩んでいることとして「いじめをなくしてほしい」と回答した割合(中学生調査)	12.7%	5%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
専門家による相談体制の強化	不登校や非行の未然防止に向け、適切な対応を行うため、教育支援センターを設置し指導員による相談・指導体制の充実を図ります。また、関係機関と密接な連携を図り、必要な支援を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの活用	児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図るため、県教育庁の支援を受けながらスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラーの活用	不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの積極的な活用を図ります。	学校教育課
関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化	不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒への適切な対応を進めるために、児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議等を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。	学校教育課

アンケートより



- ・学校でのいじめへの対応をしっかりしてほしい。【小学生保護者】
- ・いじめなどのトラブルがあったらすぐに解決してほしい。【中学生】

5-2 若者が村上市で活躍できる場の支援

施策の方針

いつまでも村上市に住み、村上市で子育てを続けるとともに、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できるよう、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
「村上市に住み続けたい」と回答した割合(若者調査)	27.1%	35%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭又は父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における一時金を支給します。	こども課
若者への就労支援	地域若者サポートステーションと連携し、就労に向けた取組を推進するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図り就労を目指す若者を支援します。	地域経済振興課
高校生向けの就職説明会や職場見学	高校生向けの就職説明会や職場見学などの開催により、若者の地元就職を促進します。	地域経済振興課
就労環境の改善強化	企業とともに職場環境の改善に対する取組を推進します。また、ハッピー・パートナー企業登録の認定を促進し、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境の充実を図ります。	地域経済振興課
求人情報の提供(ハローワークと連携)	雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保のため、ハローワークで毎週作成している「求人情報」を市内各所に配置します。ハローワークと連携し、求人情報等の提供を行います。また、将来を担う若者が意欲を持って就業し、経済的に自立できるように支援を行います。	地域経済振興課
奨学金返還支援補助事業	村上市奨学金返還者の就労初期における経済的負担を軽減することによって、市内在住を促し、若者の地元就職の促進及び人材の確保を図るため、奨学金の返還者に補助金を交付します。	学校教育課
キャリア・スタート・ウィーク事業	キャリア教育の中心的活動として、中学校において職場体験を行うことにより、こども達の勤労観、職業観を育てています。市内中学校では第2学年時に実施します。	学校教育課

アンケートより



・もう少し働きやすくなると良いです。(企業が増えたり人間関係だったり)【若者】

5-3 結婚・妊娠を希望する若者への支援

施策の方針

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
「結婚したい」と回答した割合(若者調査)	43.5%	50%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
ハートマッチにいがたの利用促進	結婚を希望する独身男女の新たな出会いの場を創出するため、新潟県が行っている『ハートマッチにいがた』の利用を促進します。	市民課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の新居にかかる費用及び引っ越し費用を補助します。	市民課
不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦を対象として、治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。事業実施により若い年齢からの治療開始等、安心、安全な妊娠・出産につなげます。	保健医療課
不育症治療費助成事業	不育症治療を希望する夫婦に対し費用の一部を助成し、安心して治療できる環境づくりを支援します。	保健医療課
妊産婦の医療費助成	医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見、早期治療につながり、妊産婦が安心して出産、子育てできる環境を整えます。令和7年4月から入院にかかる医療費を無償とします。	保健医療課 地域振興課

アンケートより



- ・安心して結婚、子育てができるように、賃金アップ、安定した雇用の創出、子育て世帯への支援の拡大、保障体制の充実を一体で行って欲しい。【若者】

基本目標 6 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家族への支援

6-1 児童虐待防止・ヤングケアラーへの支援

施策の方針

福祉・保健・教育・医療など関係機関と連携し、児童虐待の防止や社会的養護の推進に取り組めます。

また、問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、支援に取り組めます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験として「親(保護者)の虐待」と回答した割合(若者調査)	2.5%	0%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
主任児童委員研修の実施	児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対して、子育て支援に関する研修を実施します。	福祉課
要保護児童対策協議会の設置	村上市子ども・若者総合サポート会議内の要保護児童対策部会として、保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関・関係団体及び児童福祉担当者で、当該児童やその保護者に関する情報や支援方法を共有し、連携のもと対応します。月1回の連絡会(うち2回は判定会含む)のほか、随時個別ケース検討会議を行い、要保護児童等の支援を実施します。また、年1回の村上市子ども・若者総合サポート会議代表者会議にて、事業の総合的な評価と今後の方針を協議します。	こども課
養育支援の実施	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭や子育てに不安を感じている家庭に対し、家庭訪問等により、養育が適切に行われるように支援します。	こども課
ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化	こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	こども課

アンケートより



- ・子育てしながら介護して、仕事していて、自分も病院に通っているけど給付もない人もいることを知ってもらえればと思います。【小学生保護者】
- ・虐待やいじめ、貧困など、こどもたちを取り巻く社会問題は、他人事ではなく、すぐそこまで近づいていると感じている。【小学生保護者】

6-2 障がい児・医療的ケア児等への支援

施策の方針

障がいのあるこども・若者等、特別な支援が必要なこども・若者の健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
居住地域における「共生社会」への理解が「進んでいる」と回答した割合(障がい者向け調査)	6.0% (R5 実施)	10%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
障がい児通所支援サービス	児童発達支援や放課後等デイサービスにより、日常生活上の基本動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。また、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援により、保育園等へ通う障がい児や外出することが著しく困難な障がい児へ集団生活に適應するための支援や日常生活上の基本動作の指導等を行います。	福祉課
障がい者基幹相談支援センター	相談支援専門員をはじめ、様々な関係者とともに、障がい福祉サービスの利用に関する相談や、暮らしの相談など、こどもから大人まで障がいの種類に関わらず支援します。	福祉課
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいの有する児童の養育者に手当を支給します。特別児童扶養手当制度は、障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とする社会保障制度で、20歳未満の障がい児を家庭で監護・養育している父母等に支給されます。	福祉課
発達障がいなどの早期発見・支援	発達障がいなどの早期発見・支援につなげるため、専門機関や民間事業所などと連携した支援体制づくりを推進します。	福祉課 こども課 保健医療課
教育相談事業(ことばとこころの相談室)	ことばや発達の遅れなど、配慮を必要とするこどもに対して、月に数回、年に数回など、必要に応じた回数の支援や指導を行います。また、配慮の必要なこどもを持つ保護者への相談支援を行います。保育士、教職員の個別支援に関する相談にも応じます。	こども課
障がい児保育	健やかな発達を促進するため保育を必要とする心身に障がいの有する児童を市が指定した保育園で受け入れます。また、令和9年4月1日開園予定の民設民営による村上地区統合保育園でも受け入れします。	こども課
医療的ケア児保育	医療を要する状態のこどもが保育園などを希望する場合に、保育園などにおける受け入れ体制を整備し、地域生活支援の向上を図ります。	こども課

取組	取組内容	担当課
障がい児教育の啓発支援事業	保育士や教職員、保健師等関係機関職員を対象に、障がいのある子どもへの理解や対応、子どもの発達などに関する研修会をするための幼児教育センターの設置を目指します。また、関係機関からの要請に応じた研修も行います。	こども課 学校教育課
特別教育支援事業	介助員の配置等により、児童生徒の特性に応じた適切な支援を行います。	学校教育課
特別支援教育コーディネーターの配置	小・中学校の校務分掌に特別支援教育コーディネーターを位置づけ、教育の充実を図ります。	学校教育課
就学援助事業(特別支援学級・特別支援学校)	経済的な理由によって就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給し義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
特別支援教育の就学奨励制度	小・中学校の特別支援学級や特別支援学校などでかかる費用の一部を補助する就学奨励制度を実施します。	学校教育課

アンケートより



- ・ 障がいがある子について学ぶ時間や、理解して皆で協力し安心して学べる場所があるととてもいいなと思います。【小学生保護者】
- ・ 障がいのある子も同じように暮らしていけるまちづくりを願いたい。【若者】

6-3 自殺対策や犯罪から子どもを守る取り組み

施策の方針

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、総合的な自殺対策に取り組むとともに、子ども・若者を犯罪被害、事故、災害などから守るため犯罪被害や有害情報から守る活動に取り組みます。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
「悩み事を誰にも相談できない」と回答した割合 (若者調査)	2.5%	0%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
防犯情報の提供	「むらかみ情報ナビ」等を活用して、警察署等から要請のあった防犯情報を市民に情報提供します。行政と市民が情報を共有することで、被害の防止や地域の安全と安心の確保を図ります。	市民課
防犯講習の実施	警察署等の関係機関と連携し、防犯講習会を開催します。 また、ながらパトロール、子ども110番の家、警察などの関係機関と連携を図りながら、講習会を実施します。	市民課 学校教育課
相談先情報を掲載したリーフレット配布	支援に関する相談先を掲載したリーフレットを様々な場面で配布します。	保健医療課
市民向けのゲートキーパー養成講座の開催	ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において問題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。	保健医療課ほか
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取り組み	防犯ブザーを小学校新1年生全員に支給します。	学校教育課
青少年指導活動	青少年の問題行動の早期発見や未然防止を図るため、村上警察署や各地域市民会議等と協力して巡回指導を行います。	生涯学習課
SOSミニレターによる人権相談	子ども間のいじめ、子どもへの暴力など人権問題による苦しみ、悲しみ、救済を求める子どものSOSを人権擁護委員に相談する「SOSミニレター」を小中学生に配布し、小中学生から届いた手紙に人権擁護委員が応談、返信します。	村上人権擁護委員協議会

アンケートより



・言いたくても言えない子が沢山いると思うので、そういった子達が壊れてしまう前に自殺という辛い選択を選んでしまう前に助けてあげてほしい。【若者】

第5章

子ども・子育て支援事業の 提供体制確保

第1節 量の見込みの考え方

1 教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の本市の方向性

令和5年12月にこども家庭庁より「こども大綱」が示され、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱が束ねられたことにより、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などが一元的に定められました。このことにより、「子ども・子育て支援法」に基づく下記事業について、教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の方策等について、本計画により方向性を定めることとされました。

■子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業

子どものための教育・保育給付			
No.	事業名	No.	事業名
1	1号認定(3～5歳/認定こども園・幼稚園)	3	3号認定(0～2歳/認定こども園・保育所・地域型保育)
2	2号認定(3～5歳/認定こども園・保育所)		
地域子ども・子育て支援事業			
No.	事業名	No.	事業名
1	利用者支援事業	11	妊婦健康診査事業
2	延長保育事業	12	産後ケア事業
3	放課後児童健全育成事業	13	子育て世帯訪問支援事業
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	14	児童育成支援拠点事業
5	乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	15	親子関係形成支援事業
6	養育支援訪問事業	16	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
7	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	17	妊婦等包括相談支援事業
8	一時預かり事業	18	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
9	病児保育事業	19	実費徴収に係る補足給付を行う事業
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	20	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

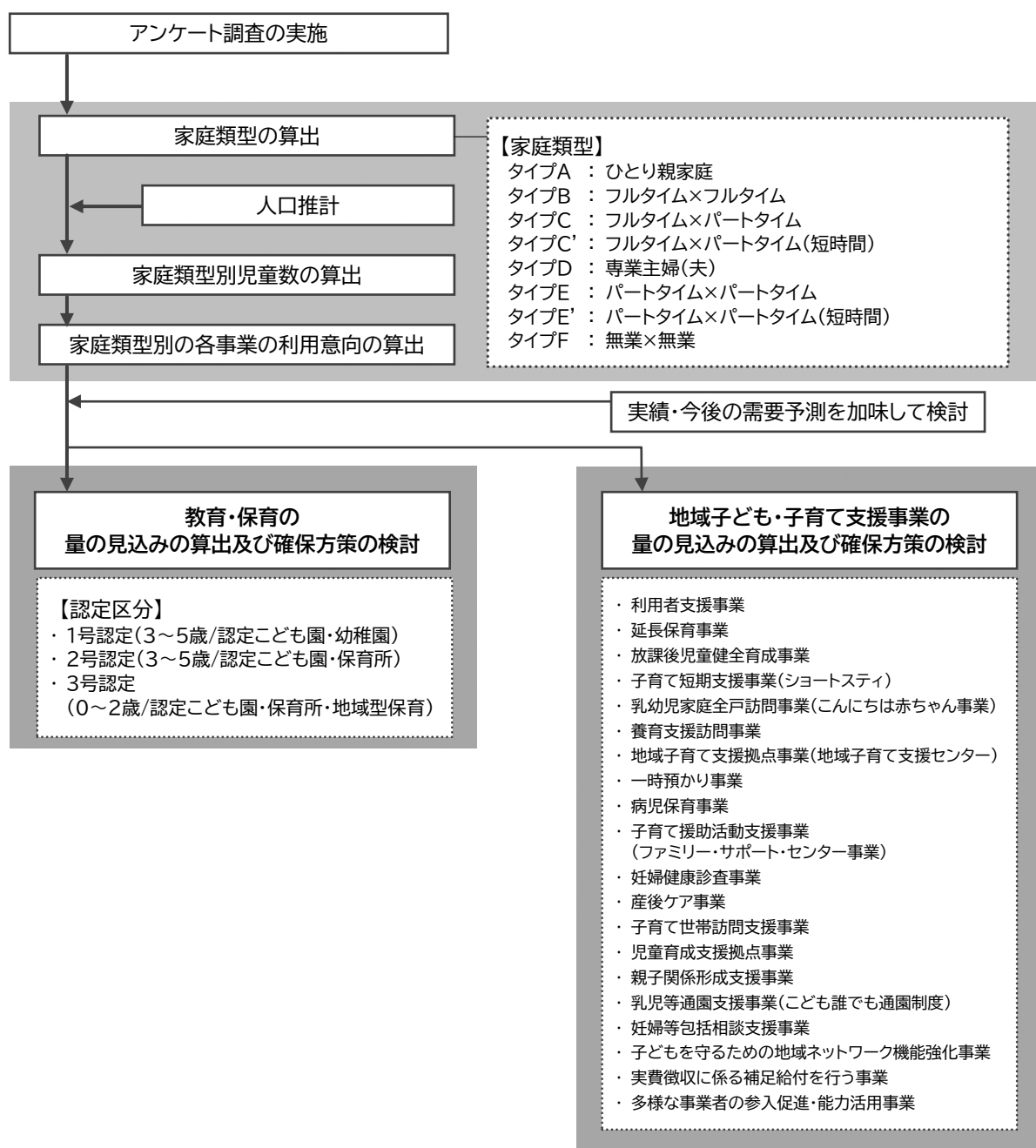
以下に、上記事業についての本市の方向性を示します。

2 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の内容及びその実施時期などを盛り込むこととされています。ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などとは乖離する場合があります。実態と大きく乖離する場合は、市町村独自で実態に応じた補正を行うことができます。

本市においても、令和6年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の提供体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定します。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



第2節 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、「子ども・子育て支援法」第61条第2項に基づき、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために市町村が定めるものです。

事業により、市内全域を提供区域とするものと、村上地域・荒川地域・神林地域・朝日地域・山北地域の5地域とするものに設定します。

第3節 計画期間中の児童人口の推計

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

■実績を基に算出した0～17歳人口推計

単位：人		実績			推計（本計画期間）				
		令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
	0歳	246	223	207	215	206	199	192	184
	1歳	271	247	223	206	214	205	198	190
	2歳	270	278	252	228	210	218	209	202
	3歳	265	271	283	253	228	211	219	210
	4歳	335	272	265	285	255	230	212	221
	5歳	337	337	271	267	287	257	232	214
	6歳	348	340	341	276	272	292	261	236
	7歳	360	348	334	343	277	273	293	263
	8歳	371	359	349	334	343	278	274	294
	9歳	392	374	356	349	335	344	278	274
	10歳	387	392	374	356	349	335	343	278
	11歳	407	385	390	376	357	351	336	345
	12歳	381	409	382	386	372	354	347	333
	13歳	377	383	408	382	386	371	353	347
	14歳	443	379	386	412	385	390	375	357
	15歳	487	443	374	387	414	387	391	377
	16歳	462	485	447	371	384	411	384	388
	17歳	463	462	485	449	373	386	413	386
小計	0～5歳	1,724	1,628	1,501	1,454	1,400	1,320	1,262	1,221
	6～11歳	2,265	2,198	2,144	2,034	1,933	1,873	1,785	1,690
	12～17歳	2,613	2,561	2,482	2,387	2,314	2,299	2,263	2,188
合計	0～17歳	6,602	6,387	6,127	5,875	5,647	5,492	5,310	5,099

資料：令和2年～令和6年の各4月1日時点新潟県人口移動調査を基準とした独自推計

第4節 見込み量及び確保方策等

1 教育・保育給付

(1) 1号認定（3～5歳/認定こども園・幼稚園）

対 象

・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園教育要領に基づく教育を受ける子ども

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		110	96	80	75	75	75	71	65	62	60
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390
	合計	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405

確保の内容

教育を希望する保護者のニーズも一定数あることから今後の整備・再編と需要見込みを精査しながら、提供体制を確保します。

(2) 2号認定 (3～5歳/認定こども園・保育所)

対 象

- ・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		933	917	866	811	765	750	716	652	620	602
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086	960	960	873	873	873
	認定こども園	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
	地域型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	企業主導型保育 施設の地域枠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,008	1,008	921	921	921

村上地域 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		408	414	393	365	354	389	372	335	314	312
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	442	442	442	442	442	424	424	337	337	337
	認定こども園	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
	地域型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	企業主導型保育 施設の地域枠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	484	484	484	484	484	466	466	379	379	379

荒川地域 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		199	174	161	149	150	139	133	128	122	113
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	223	223	223	223	223	203	203	203	203	203
	認定こども園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	認可外保育施設	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	企業主導型保育 施設の地域枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	229	229	229	229	229	209	209	209	209	209

神林地域 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		154	153	148	151	129	102	100	84	85	84
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	201	201	201	201	201	153	153	153	153	153
	認定こども園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	認可外保育施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	企業主導型保育 施設の地域枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	201	201	201	201	201	153	153	153	153	153

朝日地域 単位：人		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		121	121	110	98	91	74	69	61	62	58
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	160	160	160	160	160	120	120	120	120	120
	認定こども園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	認可外保育施設	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	企業主導型保育 施設の地域枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	160	160	160	160	160	120	120	120	120	120

山北地域 単位：人		実績値 ※令和 6 年度は見込み値					計画値				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)		51	55	54	48	41	46	42	44	37	35
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	企業主導型保育 施設の地域枠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

確保の内容

村上地域については、子どもの人口減少の実情を踏まえ、令和 7 年度から岩船保育園の定員を 18 名減員し、老朽化している公立の第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を統合し、令和 9 年度に開設する民設民営による統合保育園、私立の認定こども園及び公立保育園により提供体制の確保に努めます。

荒川地域については、子どもの人口減少の実情を踏まえ、令和 7 年度から金屋保育園の定員を 20 名減員して対応します。また、より良い保育環境、確保のため公立園の統合も検討します。

神林地域については、子どもの人口減少の実情を踏まえ、令和 7 年度から向ヶ丘保育園 20 名、みのり保育園 28 名、それぞれ定員を減員して対応します。

朝日地域においても、子どもの人口減少の実情を踏まえ、令和 7 年度から舘腰保育園 15 名、高南保育園 15 名、猿沢保育園 10 名、それぞれ定員を減員して対応します。また、子どもの人口減少の実情を踏まえ、より良い保育環境、確保のため公立園の統合を検討します。

その他については、子どもの人口は減少しているものの、保護者の就業率の高まりなどを背景に、保育ニーズがあるため、今後も同様の提供体制の確保に努めていきます。

(3) 3号認定（0～2歳/認定こども園・保育所・地域型保育）

対 象

・満3歳未満で保育を必要とする子ども

実績／量の見込み及び確保方策

市全域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	0歳	65	78	54	60	50	54	50	49	49	47
	1歳	172	189	206	184	171	150	157	149	145	139
	2歳	255	210	219	239	200	183	169	174	168	161
	合計	492	477	479	483	421	387	376	372	362	347
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	564	564	564	564	564	540	540	527	527	527
	認定こども園	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	小規模保育	42	42	42	42	42	44	44	44	44	44
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	認可外保育施設	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
	合計	681	681	681	681	681	659	659	646	646	646

村上地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	0歳	34	44	31	33	27	24	23	22	22	21
	1歳	90	93	101	97	90	79	82	78	76	73
	2歳	119	112	109	118	109	91	89	92	88	85
	合計	243	249	241	248	226	194	194	192	186	179
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	218	218	218	218	218	216	216	203	203	203
	認定こども園	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	小規模保育	42	42	42	42	42	44	44	44	44	44
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	合計	303	303	303	303	303	303	303	290	290	290

荒川地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人											
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	0歳	10	16	7	9	11	9	9	9	9	8
	1歳	26	31	38	27	35	29	31	30	28	27
	2歳	42	34	34	46	33	39	31	32	31	30
	合計	78	81	79	82	79	77	71	71	68	65
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	合計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

神林地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人											
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	0歳	11	5	7	6	5	8	7	7	7	7
	1歳	28	37	27	33	19	20	21	20	20	19
	2歳	43	31	42	31	33	26	24	25	24	23
	合計	82	73	76	70	57	54	52	52	51	49
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	89	89	89	89	89	87	87	87	87	87
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	89	89	89	89	89	87	87	87	87	87

朝日地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人											
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	0歳	8	11	7	9	3	8	7	7	7	7
	1歳	19	20	27	22	18	15	16	15	15	14
	2歳	39	25	25	31	20	20	18	18	18	17
	合計	66	56	59	62	41	43	41	40	40	38
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	120	120	120	120	120	100	100	100	100	100
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	139	139	139	139	139	119	119	119	119	119

山北地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
単位：人											
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	0歳	2	2	2	3	4	5	4	4	4	4
	1歳	9	8	13	5	9	7	7	6	6	6
	2歳	12	8	9	13	5	7	7	7	7	6
	合計	23	18	24	21	18	19	18	17	17	16
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	保育園	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

確保の内容

年度途中に0～1歳児のニーズの高まりがみられることから令和7年度から村上地域の民間小規模保育事業所の0歳児の定員を2名増員します。また、老朽化している村上地域の公立の第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を統合し、令和9年度に開設する民設民営による統合保育園、私立の認定こども園、公立保育園及び小規模保育事業所により提供体制の確保を図りつつ、子どもの人口減少の実情を踏まえ、令和7年度から村上地域では、岩船保育園で2名、神林地域では、みのり保育園で2名、朝日地域では、舘腰保育園で5名、高南保育園で15名、それぞれ定員を減員して対応します。

全地域とも少子化の進行も考慮し、需要量が減少した際には施設間で調整を図りながら、必要量を確保しつつサービスの提供体制の再検討を行います。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

事業内容

・子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

特定型：行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

こども家庭センター型：令和6年4月の「児童福祉法」改正に伴い、市役所内に設置しています。妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受けつけ、様々な地域資源を活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行います。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：箇所		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数(R2～R6) 確保方策(R7～R11)		0	2	2	2	15	15	15	13	13	13
確保実績 (R2～R6) 確保方策 (R7～R11)	基本型	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	地域子育て 相談機関	-	-	-	-	14	14	14	12	12	12
	特定型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子保健型	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	こども家庭 センター型	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1

確保の内容

こども家庭センター、こども課、保健医療課、各保育園等に窓口を設置し、妊産婦及び乳幼児も含め切れ目なく、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで支援を行います。

(2) 延長保育事業

事業内容

- ・保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用日及び利用時間以外において保育を実施する事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)	116	193	234	176	240	240	240	240	240	240
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	116	193	234	176	240	240	240	240	240	240

確保の内容

現在は、公立民営の保育園、一部の民営の認定こども園、小規模保育所にて実施していますが、令和9年度から新たに村上地区統合保育園でも実施し、延長保育を希望した場合に受け入れられる体制を確保します。

(3) 放課後児童健全育成事業

事業内容

- ・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

地域別実施状況

区分	放課後児童クラブ		放課後子ども教室	
	実施施設数	実施施設名	実施校数	実施施設名
合計	11か所	-	11校	-
村上地域	6か所	二之町学童保育所・南町学童保育所・なんしょうクラブ・瀬波学童保育所・岩船学童保育所・山辺里学童保育所	5校	村上小学校・村上南小学校・岩船小学校・瀬波小学校・山辺里小学校
荒川地域	2か所	保内学童保育所・金屋学童保育所	2校	保内小学校・金屋小学校
神林地域	1か所	神林学童保育所	-	※実施校なし
朝日地域	1か所	朝日学童保育所	3校	小川小学校・朝日みどり小学校・朝日さくら小学校
山北地域	1か所	さんぼく森のなかよし学童保育所	1校	さんぼく小学校

(令和7年3月31日現在)

実績／量の見込み及び確保方策

市全域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	149	154	163	131	175	154	145	140	134	127
	2年生	146	146	166	166	158	156	143	138	140	134
	3年生	120	109	123	126	155	127	124	111	107	112
	4年生	81	84	90	84	93	86	78	77	68	67
	5年生	34	31	41	34	43	34	35	33	30	27
	6年生	15	17	11	15	19	16	17	18	16	15
	合計	545	541	594	556	643	573	542	517	495	482
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	合計	525	525	525	525	525	580	580	580	580	580

村上地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	79	70	97	57	84	77	72	71	69	65
	2年生	82	78	81	91	83	83	65	64	73	67
	3年生	56	59	70	51	86	64	72	57	56	64
	4年生	42	40	53	41	35	42	37	42	33	32
	5年生	8	15	17	10	17	13	12	11	12	10
	6年生	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3
	合計	270	264	320	253	308	282	261	248	246	241
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	合計	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290

荒川地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	26	39	24	25	35	30	30	28	27	28
	2年生	28	27	37	29	28	30	38	33	31	35
	3年生	29	19	20	32	28	26	21	26	22	22
	4年生	16	18	10	20	24	18	17	14	17	15
	5年生	8	6	8	4	11	5	5	5	4	5
	6年生	2	2	2	3	1	2	2	2	2	2
	合計	109	111	101	113	127	111	113	108	103	107
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	合計	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90

神林地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	18	22	18	24	23	21	19	19	17	15
	2年生	17	18	22	23	22	20	14	20	12	12
	3年生	16	12	13	22	21	17	17	11	16	10
	4年生	12	14	10	10	20	13	12	12	8	12
	5年生	2	6	10	8	7	7	8	8	8	5
	6年生	3	2	3	6	5	4	4	5	4	4
	合計	68	74	76	93	98	82	74	75	65	58
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	合計	45	45	45	45	45	100	100	100	100	100

朝日地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	14	14	16	17	21	16	15	14	12	11
	2年生	11	13	18	13	14	14	15	14	10	12
	3年生	12	7	12	13	10	11	8	9	8	6
	4年生	11	9	5	6	9	8	8	6	6	6
	5年生	1	4	3	2	2	2	2	2	1	1
	6年生	3	1	4	1	1	2	3	2	2	2
	合計	52	48	58	52	57	53	51	47	39	38
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	合計	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40

山北地域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績 (R2～R6) 量の見込み (R7～R11)	1年生	12	9	8	8	12	10	9	8	9	8
	2年生	8	10	8	10	11	9	11	7	14	8
	3年生	7	12	8	8	10	9	6	8	5	10
	4年生	0	3	12	7	5	5	4	3	4	2
	5年生	15	0	3	10	6	7	8	7	5	6
	6年生	4	10	0	2	9	5	5	6	5	4
	合計	46	44	39	45	53	45	43	39	42	38
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	合計	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

確保の内容

村上地域では、小学校の空き教室等を活用し、ニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

荒川地域では、利用者の増加から現在小学校の空き教室等を活用し、試行的に2支援体制で提供していますが、今後も小学校の空き教室等を活用し、提供体制を確保していきます。

神林地域では、旧神納東小学校を活用して学童保育所を整備し、令和7年度から2支援体制によりニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

朝日地域では、荒川地域と同様に利用者の増加から現在小学校の空き教室等を活用し、試行的に2支援体制で提供していますが、小学校統廃合を見据え、空き施設の活用を検討し、提供体制を確保していきます。

山北地域では、今後の児童数の推移を考慮しつつ、ニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

また、全地域において、支援員の維持・充実に向け、人材の掘起しや資格取得に向けた人材育成に努め、支援員の研修の受講機会を増やし質の向上にも努めます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

- ・保護者が疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において養育、保護を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人日	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保実績（R2～R6） 確保方策（R7～R11）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

確保の内容

村上市では実績はありませんでしたが、当面はこれまでと同様に児童相談所等関係機関と連携して対応します。

(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うとともに、育児等に関する様々な不安や悩みについて相談に応じます。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）	268	237	221	211	207	215	206	199	192	184
確保実績（R2～R6） 確保方策（R7～R11）	268	237	221	211	207	215	206	199	192	184
	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問	保健師訪問

確保の内容

母子健康手帳発行時に事業の周知を行い、保健師による訪問を行います。また、対象者への電話連絡等を行い、訪問率の向上を図ります。

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

- ・養育支援が特に必要と思われる家庭（要支援児童、特定妊婦、要保護児童など）に対して、その居宅を訪問して、子育ての不安や孤立感への精神的支援（相談支援など）、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援（育児・家事援助など）を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：世帯	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）	24	24	24	29	23	22	21	20	19	18
確保実績（R2～R6） 確保方策（R7～R11）	24	24	24	29	23	22	21	20	19	18
	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問	保健師・ 相談員訪問

確保の内容

養育支援を必要とする家庭のニーズの把握に努め、保健師や家庭相談員の訪問により精神的支援を行うとともに適切な支援が届けられるよう関係機関と連携し調整を行っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業内容

- ・地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

地域別実施状況

区分	実施施設数	実施施設名
合計	7か所	-
村上地域	2か所	山辺里子育て支援センター、村上いずみ園子育て支援センター
荒川地域	1か所	荒川子育て支援センター
神林地域	2か所	神林子育て支援センター、きらきら子育て支援センター
朝日地域	1か所	朝日子育て支援センター
山北地域	1か所	山北子育て支援センター

（令和7年3月31日現在）

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人日		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）		13,099	11,106	11,451	15,634	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
確保実績（R2～R6） 確保方策（R7～R11）	提供量	13,099	11,106	11,451	15,634	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
	施設数	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6

確保の内容

老朽化している神林子育て支援センターを令和7年度から旧神納東小学校を活用した子育て支援拠点施設へ移転し、きらきら子育て支援センターと統合します。

また、村上地域において令和9年度からは、山辺里子育て支援センターに替わり、新たに村上地区統合保育園内に民設民営による地域子育て支援センターを設置します。

各施設に利用定員はなく提供体制が確保されているため、引き続き乳幼児及び保護者が気軽に利用できる環境づくりに努め、利用者の拡大を図ります。

(8) 一時預かり事業

事業内容

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難になってしまった乳幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かり保育を行う事業です。

地域別実施状況

幼稚園型			幼稚園型以外	
区分	実施施設数	実施施設名	実施施設数	実施施設名
合計	1か所	-	6か所	
村上地域	1か所	村上いずみ園	2か所	山辺里保育園、村上いずみ園
荒川地域	—		1か所	あらかわ保育園
神林地域	—		1か所	みのり保育園
朝日地域	—		1か所	高南保育園
山北地域	—		1か所	山北そらいろ保育園

(令和7年3月31日現在)

実績／量の見込み及び確保方策

幼稚園型

市全域 単位：人日	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)	1,590	1,364	1,027	1,593	1,301	1,208	1,115	1,023	930	930
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	1,590	1,364	1,027	1,593	1,301	1,208	1,115	1,023	930	930

幼稚園型以外

市全域 単位：人日	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績(R2～R6) 量の見込み(R7～R11)	1,495	2,146	1,718	2,208	1,592	1,543	1,485	1,400	1,339	1,295
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	1,495	2,146	1,718	2,208	1,592	5,082	5,061	5,082	5,082	5,145

確保の内容

幼稚園型は、就労等により、教育の提供時間を超えての利用を希望する保護者にとって必要な事業であることから、幼稚園型については、村上いずみ園において引き続き実施していきます。

幼稚園型以外については、就労や看護、介護、その他私的理由により利用を希望する保護者にとって必要な事業であることから、現状に引き続き実施していきます。

なお、令和9年度からは、山辺里保育園に替わり、新たに村上地区統合保育園内において民設民営により事業を実施します。

(9) 病児保育事業

事業内容

- ・病気の回復期に至っていないが、当面症状の急変のおそれがない子ども又は病気回復期の子どもについて、病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で預かり、保育及び看護ケアをする事業です。

実施状況

形態	実施施設数	実施施設名
病児・病後児保育事業	3か所	むらかみ病児保育センター、あらかわ病児保育センター、あさひ病児保育室
体調不良児対応型	3か所	あらかわ保育園、みのり保育園、向ヶ丘保育園

(令和7年3月31日現在)

実績／量の見込み及び確保方策

市全域		実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
単位：人日											
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）		315	829	1,598	2,227	889	850	813	778	743	710
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	提供量	2,161	3,159	3,146	3,675	3,660	3,146	3,133	3,872	3,872	3,920
	施設数	4	6	6	6	6	6	6	7	7	7

確保の内容

現在の病児保育室運営が維持できるよう、保育士や看護師の確保に努め事業の継続を図るとともに、病児保育需要に対応するため、令和9年度から村上地区統合保育園においても新たに病児保育事業を実施します。

山北地域に開設できるよう種別や設置場所などを検討します。

また、必要とする家庭が必要な時に安心して利用できるよう、事業の周知に努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

- ・子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人日	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）	935	1,662	2,260	2,080	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	935	1,662	2,260	2,080	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

確保の内容

現行の体制を維持し、継続して実施します。また、提供会員、両方会員の登録を推進するとともに、提供会員の交流事業や講習・研修等への参加を積極的に促し、会員のスキルアップを図ります。

(11) 妊婦健康診査事業

事業内容

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。母子健康手帳交付時に、14回分の妊婦一般健康診査受診票を交付します。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人回	実績値 ※令和6年度は見込み値					計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用実績（R2～R6） 量の見込み（R7～R11）	395	228	175	203	204	204	196	189	182	135
確保実績(R2～R6) 確保方策(R7～R11)	395	228	175	203	204	204	196	189	182	135

確保の内容

全妊婦を対象に今後も継続していきます。

(12) 産後ケア事業

事業内容

- ・産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人日	計画値				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	12	11	11	10	10
確保方策	190	190	190	190	190

確保の内容

産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産後及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人日	計画値				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	397	382	371	359	345
確保方策	400	400	400	400	400

確保の内容

多胎家庭や子育て世帯訪問支援事業の対象者等の状況を踏まえ、見込み量に対応できるよう、支援員等の体制を整備します。

(14) 児童育成支援拠点事業

事業内容

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

確保の内容

本市においては、現在、当該事業を利用できる施設がありませんが、当面は4章施策の展開の1-2の具体的取組のほか、生活支援、学習支援の実施及び子ども食堂への支援等においてその機能を補い、計画期間内に体制の整備を検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

事業内容

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

確保の内容

当面各訪問事業等により、支援が必要な家庭を把握しながら、多角的な視点から子育てに関する支援を実施します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

- ・保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人	計画値				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	0	13	13	12	11
確保方策	0	13	13	12	11

確保の内容

0歳6か月から2歳までの未就園児数を鑑み設定します。事業開始後、事業活用状況を見定め、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

- ・妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

実績／量の見込み及び確保方策

市全域 単位：人	計画値				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	204	196	189	182	135
確保方策	204	196	189	182	135

確保の内容

妊婦やその配偶者の様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげられるよう事業を実施します。

(18) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

- ・要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

取組内容

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費等、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

取組内容

第4章施策の展開4-2経済的支援の具体的取組により支援の充実に努めます。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

- ・地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を図る事業です。

取組内容

保育ニーズに即した保育等の事業の拡大を図るほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や国・県とのさらなる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ、こどもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

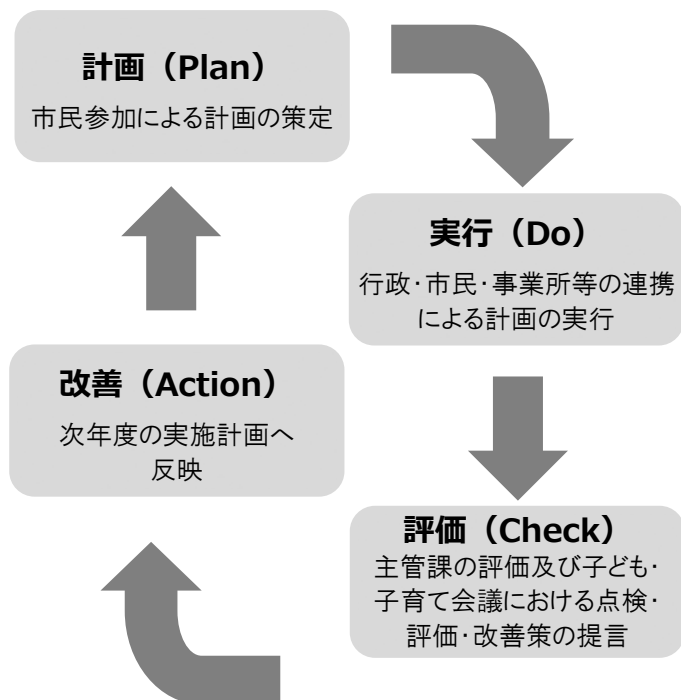
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細かな支援や助言を行います。

第2節 進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、村上市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。



資料編

第1節 村上市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、村上市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年村上市条例第 46 号)に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子育て会議の最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定に関わらず、市長が招集する。

附則(平成 30 年 12 月 25 日条例第 42 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第2節 村上市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年8月28日～令和7年8月27日

(敬称略)

番号	氏名	号数	備考
1	増 田 寛 之	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡PTA協議会 理事 (～令和6年5月23日)
	國 田 祥 恵		村上市岩船郡PTA協議会 理事 (令和6年5月24日～)
2	飯 島 渚		山居町保育園父母の会 前会長
3	渡 部 悠 里		村上いずみ園父母の会 会長 (～令和6年5月23日)
	小 田 桃		村上いずみ園父母の会 役員 (令和6年5月24日～)
4	平 野 路 子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員(兼村上市公民館運営審議会委員) (～令和6年5月23日)
	佐 藤 香		村上市社会教育委員(兼村上市公民館運営審議会委員) (令和6年5月24日～)
5	市 井 栄 吉		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事
6	長 千 恵 子		村上市主任児童委員
7	竹 田 み ゆ き	3号委員 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	NPO法人おたすけさんぼく 理事
8	富 樫 恵 子		医療法人佐藤医院あんず保育園 事務次長
9	小 池 展 子		NPO法人村上ohanaネット サポーター
10	工 藤 い く 子		フードバンクさんぼく 代表
11	齋 藤 武		一般社団法人Natural児童発達支援所はる 代表理事
12	本 間 ま ゆ み		NPO法人こコスト 理事
13	鈴 木 史	4号委員 子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	新潟県厚生農業協同組合連合会 村上総合病院 助産師
14	仲 真 人		新潟青陵大学短期大学部 幼児教育学科 教授

■オブザーバー

氏名	区分	備考
鈴 木 健 史	オブザーバー	村上市岩船郡中学校長会 会長 村上市立村上第一中学校長
松 田 洋 平		村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長

第3節 計画策定の経過

年月日	内容	備考
令和5年10月6日	令和5年度第1回 村上市子ども・子育て会議	・ニーズ調査等について ・第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度実績について ・今後のスケジュールについて
令和5年11月15日	令和5年度第2回 村上市子ども・子育て会議	・ニーズ調査等について ・第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和4年度実績について
令和6年1月	ニーズ調査の実施	・就学前児童保護者調査 ・小学生保護者調査
令和6年3月25日	令和5年度第3回 村上市子ども・子育て会議	・アンケート調査結果報告書等について ・こども計画について
令和6年5月24日	令和6年度第1回 村上市子ども・子育て会議	・子どもの生活についての調査について
令和6年7月	アンケート調査の実施	・中学生調査 ・若者調査
令和6年10月7日	令和6年度第2回 村上市子ども・子育て会議	・村上市こども計画の諮問 ・子どもの生活についての調査結果について ・第2期村上市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績について ・こども計画骨子案について
令和6年12月16日	令和6年度第3回 村上市子ども・子育て会議	・こども計画素案について ・パブリックコメントの方法について
令和7年1月15日～ 令和7年1月28日	こども向け パブリックコメント 実施	市内小中学生を対象に実施 意見 20人(20件)
令和7年1月15日～ 令和7年2月4日	パブリックコメント 実施	意見 5人(15件)
令和7年2月17日	令和6年度第4回 村上市子ども・子育て会議	・村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果について ・村上市こども計画(案)の決定について ・村上市こども計画(案)の答申



村上市こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：村上市 こども課

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

Tel：0254-53-2111（代）